

## 《論 説》

## 沼田稲次郎の青春

——「戦後労働法学」以前——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の課題
- 二 沼田の家族構成
- 三 沼田の青春時代前期
  - 1 旧制高岡中学時代
  - 2 第四高等学校の3年間
- 四 京都帝国大学時代
  - 1 滝川事件と沼田の進学先決定
  - 2 京都帝国大学法学部への進学と滝川事件1周年
  - 3 加古祐二郎との出会いと学生評論誌への寄稿
  - 4 短い大学院生活と労働法学方法論の提示
- 五 結び——応召と学究生活との別れ

## 一 はじめに——本稿の課題

わが国の労働法学が本格的に始まった——正確には、再出発した——のは、周知のように、一五年戦争とも呼ばれるアジア・太平洋戦争に敗北した1945（昭和20）年秋以降である。沼田稲次郎（1914～1997）は敗戦の翌年には新聞論説委員（夕刊京都新聞）を勤めながら『生産管理論』（日本科学社・1946）を発表し、その2年後には、当時数少ない労働法学の体系を著した『日本労働法論』上・中（同・1948）を刊行した。1950年にはレッド・パージで新聞社の退職を余儀なくされながらも、その4か月後には労働法学の方法を論じた『労働法論序説』（勁草書房・1950）を発表した。こうして以後、戦後労働法学において「唯

物史観労働法学」ともいわれる独自の学統を形成し、かぎカッコ付の戦後労働法学ないしプロ・レイバー労働法学を牽引した。はたして、このような沼田労働法学がいかなる経過をたどって形成されたのか。本稿では、戦後労働法学以前の沼田稲次郎について、いわばその青春時代を追体験することを通じて、戦後労働法学が生まれた背景事情をあきらかにしたいと思う<sup>1)</sup>。

沼田の「年譜」がその還暦記念論文集の下巻『労働法学の基本問題』（総合労働研究所・1974）666-667頁に掲載されている。本稿の主題に関わるものを、ここに転記しておきたい（なお、漢数字は、算用数字に改めた。また年齢表記は、引用者が付記したものである）。

#### 1914年（大正3）

5月25日 富山県高岡市に、父沼田勇三郎（弁護士）、母すいの二男として生まれる。

#### 1921年（大正10）7歳

4月 高岡市定塚町小学校に入学。

#### 1927年（昭和2）13歳

4月 富山県立高岡中学校に入学。

#### 1931年（昭和6）17歳

3月 高岡中学校第4学年終了。

4月 第四高等学校文科甲類に入学。

#### 1934年（昭和9）20歳

3月 第四高等学校卒業。

4月 京都帝国大学法学部入学。

#### 1938年（昭和13）24歳

3月 京都帝国大学卒業。

4月 大学院（特選給費生）に入り、石田文次郎博士のもとで社会法、民

---

1) 沼田はその半生、とくに旧制中学から大学までのことについて自ら語る機会を多くもっていた。それゆえに、本稿ではそれらを主要な資料として用いながら、それに関連した他の文献を援用しながら明らかにしたい。

法を専攻。

1939年(昭和14) 25歳

1月10日 富山三五聯隊補充隊入営。

そこで以下、このような年譜に端的に示された沼田の青春時代がいかなるものであったのかを探ることにしよう。

## 二 沼田の家族構成

沼田は1914(大正3)年5月25日、富山県高岡市に、父・沼田勇三郎(弁護士)、母・すいの次男として出生した。それは第一次世界大戦が始まるほぼ2か月前にあたる。同大戦が終わる年(1918〔大正7〕年)の7月には、県内の魚津市で米価急騰にともない、住民らが県外への移出停止と販売を求めた米騒動が発生し、それがさらに日本全国へと波及していった。また翌8月2日、寺内正毅内閣(1916〔大正5〕年6月24日—1918〔大正7〕年9月21日)がシベリア出兵を宣言した。もちろん本人は、いずれも「知らない」といいながら、自らの出生時期を語っている<sup>2)</sup>。同人に、そのような記憶がないことは——三島由紀夫の小説の主人公ではないのだから——当然であろうが、それは自らがこの世に生まれた時代状況がいかなるものであったのかを強調するという趣旨であったのであろう。

父親・勇三郎(1875〔明治8〕年生れ)は農業に従事——富山県西部に位置する小矢部市に編入された津沢町——しながら、通信教育だけで高等文官試験に合格し、当初は検察官の職に就いた。しかし「高等官と判任官以下の便所が区別されているような司法官僚の世界……にいや気がさして、早々に弁護士になったらしい」。その後、高岡市で明治末期から50年近く弁護士をした。沼田は、

2) 沼田稲次郎・片岡昇・山科三郎『時代を生きる《意欲的生の問いかけ》』(労働旬報社・1984) 61頁(沼田)。なお同書は、沼田を語り手として、「転換の時代に生きる青年へのメッセージ」(1) - (8)との表題で労働法律旬報誌に1984(昭和59)年4月から翌85(60)年3月までのあいだ断続的に連載されたものを再編・圧縮した(編集部「はしがき」7-8頁)ものである。

このように語っている<sup>3)</sup>。同人は戦後、1948(昭和23)年法廷での弁論中に倒れ、そのまま死の床につき、陸放翁(陸游)詩集を枕辺に拵げたまま5月12日の夕方、74歳の生涯を閉じた<sup>4)</sup>。沼田は母親(すい)の方について、より詳しく語っている。「十人並みの容貌の肥った女性であった。だが私〔沼田-引用文中のカッコ書きは引用者、以下同じ〕は美しいと思っていた」<sup>5)</sup>。1880(明治13)年、富山県射水郡海老江村の旧家——豪農、帯刀を許された庄屋の家——と伝えられる関原弥三八の末娘として生まれ、「当時の田舎の平均的な女として、小学校しか出ていなかった」。しかし勇三郎と結婚したのち、漢文なども覚えたが、「八卦の本をいつも座右においていた」。沼田は自らの性格を母親譲りであると語っている。「母は不自由なく育ててきたひとだけに、かなりわがままではあったが、明るくて勝気で、ちょっとやさそとで崩れるような危うい人ではなかった」。沼田が出征した1年後、脳卒中であろうか、倒れたあと1940(昭和15)年2月10日、練兵場から駆けつけた沼田を「意識して、うなずいたあと十時間あまり眠り続けて……五十九歳の生を終えた」<sup>6)</sup>。当時でも、早い死であったであろう。兄・龍太郎は旧制第四高等学校から京都帝大法学部へと、沼田に先行する学歴を重ね、大学在籍時に高等文官試験の司法科・行政科の両方を“優秀の成績”で合格し、「法律学が得意で大蔵省官僚になった男」であった。10歳年上であったことから、沼田が小学校三、四年生であったころ鈴木三重吉の童謡・話誌の「赤い鳥」を読めと買ってきたり、その後も、中学・高校時代を通じて、河上肇『貧乏物語』やエンゲルス『空想から科学へ』を薦められたり、沼田は「兄貴から情操教育は直接間接にうけた」とのべている<sup>7)</sup>。同人は当時の任地であっ

3) 以上、同前書72頁(沼田)、『私の法律学』はどのように生成したか『民主主義法学と学者像』(法律文化社・1982)180頁および「法律学徒の回想」『故郷連想』『行人有情』(勁草書房・1979)168-169頁および254-255頁。

4) 沼田『日本労働法論』(日本科学社・1948)中巻「自序」のちに同著作集第1巻『日本労働法論』(労働旬報社・1976)210頁。

5) 沼田「母の像：愛の重み」子どものしあわせ(福音館)307号(1980)5頁。

6) 以上、沼田「おおらかさと激しさと」前掲『行人有情』233-236頁。

7) このような沼田と兄との関係は、まるで、かつて日本でもよく読まれたデュ・ガー

た広島で被爆し、原爆症(白血病)のため、1946(昭和21)年7月26日、京都で死去した(嫂・祇子は、原爆投下当日、爆心地近くで勤労働員に従事して死亡〔遺体(骨)は発見されなかった])<sup>8)</sup>。すなわち沼田は、太平洋戦争を前後して、親兄弟すべてを失い、天涯孤独に近い状況におかれたということになるのかもしれない。

### 三 沼田の青春時代前期

自らを『大正一桁生まれ』(=同3年)とする沼田の青春時代は、自身もいのように暗澹・殺伐とした時代であった(小学校を終える年、「大正」から「昭和」に変わった)。沼田は、つぎのような事件を列挙している。すなわち中学二年であった1928(昭和3)年には三・一五事件、その1年後(3月5日)には治安維持法改正(緊急勅令議会事後承認)に反対した山宣こと、山本宣治(1889~1929)が右翼に刺殺され、前年に続く四・一六事件により日本共産党は潰滅状態となった。浜口雄幸首相が東京駅駅頭で愛国社員に狙撃されたのが世界恐慌の拡大する1930(昭和5)年の晩秋(11月)であった。沼田が金沢の第四高等学校に入学した年(31〔昭和6〕年)の9月には柳条湖事件から満州事変、翌年の満州国建国へと展開し、蔵相・井上準之助や三井の団琢磨が血盟団々員に暗殺され、陸海軍将校により犬養毅首相が公邸で同じく射殺された五・一五事件は、その翌年であった<sup>9)</sup>。

---

ルRoger Martin du Gard(1881~1958)の『チボー家の人々Les Thibault』〔1922~1940〕山内義男〔訳〕全5巻(白水社・1952)における主人公・ジャックとその兄・アントワヌの関係を彷彿させるものであったのであろうか。

- 8) 以上、沼田・片岡・山科・前掲書61~62頁、「『私の法学』はどのように生成したか」180頁、「下呂の陸軍病院にて」前掲『行人有情』151頁、「法学学徒の回想」同前書169頁および「兄がすすめた本」同前書263頁。沼田が戦後、労働組合を「戦争被害者集団」として位置付けて、その権利擁護の論陣を張るにいたるのは、このような親族に関わる経験がその背景にあったがゆえなのかもしれない。
- 9) 沼田「学会の春秋」同前掲『民主主義法学と学者像』273~274頁。

## 1 旧制高岡中学時代

1927(昭和2)年4月、沼田は旧制富山県立高岡中学校(現・高岡高校)に進んだ。入学して間もないころは徳富蘆花『思ひ出の記』『不如帰』などを通じて大人向けの小説に出会い、二年生ごろから高山樗牛『滝口入道』『平家雑感』に入ってしまったとのべている。それは思春期の始まりとして、多くの者がたどる門口に立ったということでもあったといえよう。授業科目については、英語・漢文・数学の成績がよかったが、それ以外は芳しくはなかったとして、化学は「実験向き」ではなかったといい、教師が暗記を重視した地理の成績もよくなかったとしている<sup>10)</sup>。これは、沼田自身、自らを特別な才能の持ち主ではなく、ごく普通の中学生であったということをいいたかったのかもしれない。ただし戦前は、戦後とは異なり、旧制中学は五年制であったが、四年修了で旧制高校や大学予科への進学が可能な、いわゆる飛び級という制度があった。沼田が中学「四修」——秀才の代名詞である——で1931(昭和6)年4月、旧制第四高等学校に進学したことを考慮すれば、学力優秀な生徒であったといえよう<sup>11)</sup>。試験日——試験科目は、英・国・漢・数・西洋史など選択科目1つ——は3月7、8日ごろであったが、試験勉強を始めたのは年が明けた1月半ば過ぎであったという。わずか2か月に満たない受験勉強の期間であったということになる。当時は、それが普通であったのであろうか。ただしその前の2月末、沼田は中学で解職された数学教師の復職を求めたストラキ(同盟休校=授業ボイコット)に参加した。高岡「市内某所の寺へ出かけ、そこで戦術を練って、翌

10) 以上、沼田・片岡・山科・前掲書63頁(沼田)。

11) 「四修」は旧制高校生のあいだで「ダス・キン」(das kindの日本的縮約語で子どもの意)つまり幼稚ないし年少という蔑称でもあったという(竹内洋〔日本の近代12〕『学歴貴族の栄光と挫折』〔中央公論社・1999〕116頁)。ただしそれは高校受験を多数回繰り返して、ようやく入学した年長者からの、半ば妬みの表明であったのではなかろうか。沼田が進学した1931(昭和6)年の官立高校の入試競争率5.9倍、中学校四修で高校等に進学した者は1269名、同進学者全体のなかでしめる割合は、23.9%であった(秦郁彦『旧制高校物語』〔文春新書・2003〕91-93頁参照)。

朝、駅などにピケをはって登校する生徒を別の郊外の寺に集合させた」と、経緯をのべている。沼田はこのことを、五年生が企画し「四年生のリーダーの一人に欠席判決で選ばれた」と説明している。下級生でありながらも、それ相当の人望・評価があったということなのであろう。結果は「先生の復職ならず、校長は退き、処分は学生〔生徒〕から出さず」ということに終わった<sup>12)</sup>。当時沼田は受験準備中であり、退学や停学処分となり、受験資格を失う可能性があったにもかかわらず、あえて、関与したのかの問いかけ(山科)に、沼田は、つぎのように説明している<sup>13)</sup>。

「僕は、誰しも生涯を通して一度や二度は利害得失の視点からの行為と、正義とか真理とかの視点からの行為との二者択一的決断を迫られるときがあるものだと思います。そういう場面で損を承知で正しきにつくと思ひ込むとき、人生意気に感ずるといふことがあるのですね。それは思春期でも青年期でもかなり貴重な心理的体験でしょうかね」。

このような述懐に示された沼田の「行動原理」は、以後も、その生涯のなかで繰り返されることになる。もちろん、当時は沼田自身も知る由もなかったであろうが。四高入試の口頭試問に際しては、中学でのスト騒動について、「かなりしぼられた」が、「“恩師のため”を強調したからか、どうにか通してくれ」た<sup>14)</sup>。沼田は1931(昭和6)年3月、中学を4年で終了し、翌4月、金沢の第四高等学校へ進学した。母親が少しでも自分のそばにいてほしい(日曜日ごとに帰宅させたい)と願っていたことや、兄や叔父も四高出身であったことも、その理由であったという<sup>15)</sup>。

## 2 第四高等学校の3年間

第四高等学校(四高)<sup>16)</sup>では1学年、文科・理科それぞれ文甲2クラス、文

12) 以上、沼田・片岡・山科・前掲書63-66頁(沼田)。

13) 同前書67頁(沼田)。

14) 同前書66頁および沼田「加越の旅日誌」(上)前掲『行人有情』249頁。

15) 同前所81頁および「故郷連想」同前『行人有情』254頁。

16) 第四高等学校は、前田藩藩校・明倫堂、金沢中学をへて、石川県専門学校(1881〔明

乙1クラス、理甲3クラス、理乙1クラス(定員33ないし40名)からなっていた(甲・乙は、第一外国語を英語とする〔甲〕か、ドイツ語とする〔乙〕かによる区別である〔四高学則9条〕<sup>17)</sup>。沼田は文科甲類1組(40名)に在籍した<sup>18)</sup>。

中学と高校とでは、学問的に大きく進展した。沼田は両者の違いについて、高校には当該学問分野における「専門家」がいた——「当時の高等学校には、偉い先生がいた」——ということと、中学では、教科書を用いるが、高校ではダイジェスト版ではなく、フル・テキストを用いたということあげていた<sup>19)</sup>。これは、戦後でいえば、高校と大学との違いということであるかもしれない。沼田は一年次当初、柔道部に籍をおいた——四高受験前に中学の同窓生から勧誘されたことによるが、中学でも柔道部であったことから、「警察の三段ぐらいのひと」と対戦しても、負けなかったと回想——けれども、秋以降は、文芸部に移った。北欧やロシア文学を沈潜したが、とくにツルゲーネフを好んだ。ドストエフスキーは「登場人物も狂的でドロドロしている」し、「トルストイは求道者的すぎ」るのに対し、ツルゲーネフは「視覚的のですっきりしてい

治14]年)を母体に、1887(明治20)年、前田家から78万円の寄付をもとに開校した。卒業生でもある西田幾多郎が教鞭をとっていたせいも、「超然主義」(超然脱俗)を校風とした。一方、スポーツも盛んで、後述する沼田が当初籍をおいた柔道部は全国的に有名であった。また同校では大正中期から昭和初年にかけて左翼運動も盛んで、同盟休校事件が多発したという(秦・前掲書121-122頁)。

- 17) 同校には、第一外国語をフランス語とする「丙科」(新高等学校令〔1918〕8条)はなかったということになろう(秦・前掲書86頁)。
- 18) 第四高等学校〔編〕『第四高等学校一覧：自昭和六年四月至昭和七年三月〕〔国会図書館デジタル化資料・以下同じ〕121頁。なお名簿に掲げられた順番は成績順なのであろうか。一年次、沼田はクラス3番目であったが、二年次はクラス10番目(同前書『自昭和七年四月至昭和八年三月』115頁)、三年次はクラス23番目(同前書『自昭和八年四月至昭和九年三月』109頁)となっている。沼田「若き日の関盛君の倂」前掲『行人有情』245頁によれば、沼田は「講義はろくに出ないし——三分の一ぐらいの欠席とほぼ毎日遅刻していたのだから——、ノートはとらない」という有り様であったようだ。
- 19) 沼田・片岡・山科・前掲書69-70頁(沼田)。



る」と説明していた<sup>20)</sup>。

沼田にとって、大きな転機となったのは、高校1年の夏、3週間をかけた北海道への「漂泊の独り旅」であったようだ<sup>21)</sup>。伏木港（高岡市）から日本海を北上して——途中海流に流され、その間船員と五目並べをしたりした——小樽から上陸し、札幌、旭川、釧路、函館という順路で旅行し、青函連絡船で青森に着き、帰路は奥羽本線で秋田に回り、税務署長をしていた兄を訪ね、二人で初秋の田沢湖を訪れたりしたあと、帰郷したという。当時、夜は本を読むことしかなく、沢山の本を持参し、一人本を読んで考えるということを経験したと語っている<sup>22)</sup>。沼田はこの旅行を通じて、哲学への関心が高まるにしたがい、「カントをよく理解しないうちに青年客気で社会主義に染まって」いったと回顧している。二学期が始まったころにはカント『純粹理性批判』を「一応は読」み、晩秋からはバクーニン『神と国家』を取り上げ、四高一年生の終り頃には、兄の「サジェスト」もあり、エンゲルス『空想から科学へ』を友人と輪読したことが「転機」となったとのべている。沼田は、その学年の夏休みに読んだ河上肇『貧乏物語』とは「やはりちがう」と感じたとのべている。それを契機に「読書会R・S」、リーディング・ソサエティReading Society、実質的には「マルキ

- 20) 同前書71-72頁。当時、沼田はツルゲーネフ『父と子』について、四高の文芸会誌か同窓会誌に評論を書いたりしたというが、原文は未見であり、詳細は不明である。またロシア文学への傾倒、とくにドストエフスキー『罪と罰』やトルストイ『復活』が刑法への関心をもつ契機となったようだ(沼田・後掲「滝川事件後」110頁〔注〕4)。
- 21) ただし沼田「故郷連想」前掲『行人有情』254頁および「読書に関する告白的随想」同前書260頁では、旅行期間は2週間としている。
- 22) 同前書68-69頁。「読書に関する告白的随想」前掲『行人有情』260頁によれば、持参したのは、カント『純粹理性批判』、河上肇の経済思想史の本、生田長江『社会問題十二講』および厨川白村『現代抒情詩選』などであったという。カントをのぞいて、当時の高校生にとって、入門書的な教養書であったのではなかろうか。なお同所では、とくに旭川近郊のアイヌ居住区——かつて、北海道旅行土産の定番であった木彫りの熊像発祥の地——であった近文地区ちかふみ（陸軍第七師団駐屯地のそばに位置していた）を「広い荒蕪の野原を通して」往復したが、「戦地で斥候にでるよりも気味悪かった」とのべている。沼田にとって、記憶に残る経験であったのであろう。

シズム研究会」を沼田の下宿先で始めることになった<sup>23)</sup>。この「読書会」という活動形態について、当局(司法省刑事局)は次のように捉えて、警戒心をもって注意・監視の対象としていた(下線は引用者)<sup>24)</sup>。

「読書会は昭和四年十一月学聯の解体と共に学内に於ける初歩的左翼組織として、従前の社会科学研究会に代置され、爾来左翼組織の存在する学校内には必ずその組織を見たものである。而して新学生テーゼに依る学内極左運動方針の転換に伴ひ、R・Sは共青学校細胞の補助機関として規定せられ、その本質は学内に於てマルクス・レーニン主義の研究及宣伝並にブルジョア科学に対する反抗を組織する大衆組織であつて、学校細胞はこの

- 
- 23) 大正年代半ば以降、学生のあいだでマルクス、エンゲルスやクロポトキンなどが流行っていった。とくにマルクス主義がイギリスの古典派経済学、ドイツの哲学およびフランスの社会主義を総合したものであると説かれたことにより、それが「教養主義の上級バージョン」「教養主義左派」として、旧制高校教養主義の雰囲気の中で「知的覇権」をにぎることができるという側面があったのではないかと指摘されている。ただし思想的理由で処分をうけた生徒は在校生のなかで、わずか2ないし3%程度にすぎなかったことから、左傾分子はごく少数であったともいえよう(竹内・前掲書240-242頁参照)。
- 24) 昭和十六年五月思想研究資料特輯第八十五号〔極秘〕／松村禎彦『最近に於ける左翼学生運動(主として学生グループ関係)』〔復刻版〕社会問題資料叢書第一輯・思想研究資料特輯号11回配本(東洋文化社・1972)62頁。なお文中「学聯」とは1922(大正11)年東大新人会を中心に結成された「学生連合会」が1924(大正13)年に改称された「〔全日本〕学生社会科学連合会」の略称で、翌25(大正14)年、京都で京大、同志社大の指導部学生が治安維持法違反の最初の適用を受けて、逮捕され、弾圧された(詳しくは、菊川忠雄著『学生社会運動史』増補改訂〔海口書店・1947〕、松尾浩也「京大学連事件」『日本政治裁判史録』昭和・前〔第一法規・1970〕64-96頁、奥平康弘『治安維持法小史』〔筑摩書房・1977〕63-81頁および伊藤孝夫「大正デモクラシー期の法と社会」〔京都大学学術出版会・2000〕305頁以下を参照)。なお「新学生テーゼ」とは、日本共産党が1931(昭和6)年春「従来のセクト的傾向」を改め、「大衆化方針」を採用したことを受けて、学生運動の方針を示したもので、松村・同前書21-26頁に引用されている。「共青」とは、戦前の日本共産党の青年組織である「日本共産青年同盟」の略称である。

組織に依つて積極的に学生の理論的教育を行ふものであると指令されたが、尚この以外にR・Sは学内の紛擾盟休等(ママ)の闘争にも参加すべき任務を有するものとされて居つたから、唯単なる研究、啓蒙の為のみの機関ではなかつた」。

沼田は「一匹狼」を自負し、関与した読書会活動について、学外の組織から指導をうけてはいなかつたし、「ずっと高等学校を卒業するまでバレなかつた」とのべている<sup>25)</sup>。もしも沼田が在籍していた高校3年間のあいだ、警察(特高)に探知されなかつたとすれば、それは、僥倖であつたといつてよからう<sup>26)</sup>。しかし実際には、日本の警察機構は、沼田が実感していた以上に奸智に長けていたと思われる。すなわち、当局は四高生徒の読書会活動の動向を把握していた。四高の全協(日本労働組合全国協議会:1928〔昭和3〕年12月事実上発足し、日本共産党の指導下におかれていた)支持会および読書会は検挙された者にとどまらず、活動家と見られた者が根こそぎ放校・停学処分を受け、壊滅状態になつても、わずか半年後には三・二年次生による再建の動きが見られた。内務省警保局〔編〕『社会運動の状況・昭和七年〕〔復刻版〕(三一書房・1971)には「四高読書会は1931年10月に存在している」と記されていた。そこでは野呂栄太郎『日本資本主義発達史』、河上肇『貧乏物語』、レーニン『帝国主義論』などがテキストとして取り上げられた。翌32(昭和7)年度の新学期が始まるや、社会科学に興味をもつ者たちが入学してきた。しかし同年7月9日、3名の有力メンバーが戦旗(プロレタリア文芸雑誌)配布などの疑いにより逮捕され、読書会はふたたび壊滅した(前掲『最近における左翼運動』は四高における「読書会(R・S)」の動向として、「**四高** 昭、六、一〇結成。研究、啓蒙を為す外郊左傾分子と連絡し、宣伝、煽動を行つてみたが昭、七、七、九検挙壊滅」と記されていた〔64頁〕)。しかし翌33(昭和8)年1月には、三度みたび「読書会(R・S)」が二年生を中心に組織化された。その中心メンバーの一人が、すでに一

25) 沼田・前掲「若き日の関盛君の傍」245-246頁は、自分以外の読書会のメンバー4名ほどの実名をあげている。

26) 以上、沼田・片岡・山科・前掲書74-76頁。

年次から参加していた沼田であった。その後、「読書会(R・S)」は全クラスに組織をおく可能性を期待できるほどに急速に拡大していった。そこでは、かつての社研と読書会の関係に近いものが読書会と文芸部のあいだに成立していたという<sup>27)</sup>。沼田が卒業した翌34(昭和9)年にかけて「読書会(R・S)」は、全体的にはクラス単位のマルクス主義文献の研究と、北辰会予算を右寄り運動部に大量にとられることを阻止するための各種委員選挙の集票活動にあてられていた。しかし同年9月12日から10月にかけて、当局に赤旗(共産党機関紙)・赤門戦士(共青東大細胞機関紙)の配布、共青加盟の動きなどを察知され、断続的に24ないし26名逮捕され、読書会活動は三度壊滅し、以後、四高で左翼的組織活動が復活することはなかった<sup>28)</sup>。

#### 四 京都帝国大学時代

進路を確定したのは京大(滝川)事件であった、と沼田はのべている。「京大法学部の先生たちの学問の自由と大学自治に対する情熱、そしてこれに共鳴して奮起した法科の学生の叛骨が魅力的であったからである」と<sup>29)</sup>。はたして、

---

27) 以上、資料第四高等学校学生運動史刊行会〔編〕『資料第四高等学校学生運動史』(総合図書・1976) 68-76頁による。なお同前書74頁には「昭和9年1月8日組織替当時の四高左翼組織」図が掲載されている。そこでは、沼田は文甲3年1組における6名の「読書会(R・S)」メンバーであるとともに、3年次3名の「級代表会議」の一人であることが表示されている。高校・大学を通じて、既述のように沼田は「一匹狼」を自負していたが、それは沼田個人が党組織との直接的なつながりがなかったということであって、読書会メンバーのなかには共青と接触した者もいたであろう。東大共青が党組織から独立して刊行していた「赤門戦士」の発行グループは四高出身者により構成されていた。沼田自身は明言していないが、同人は少なくとも高校内左翼組織のなかで一定の役割を担っていたと理解すべきであろう。

28) 同前所および前掲『社会運動の状況』6昭和九年245頁。これらの事実が、後述する沼田の同年9月の治安維持法違反を理由とする逮捕と関連するのは不明である。

29) 沼田「法律学徒の回想」前掲『行人有情』169頁。沼田は京都帝大というよりは、国家権力に反抗する「気骨稜々たる」「毅然たる碩学の多い土地」に惹かれて京都帝

その実像はいかなるものであったのか。その概要を確認しておきたい。

## 1 滝川事件と沼田の進学先決定

今日、滝川事件とは「学問・思想の自由およびそれを支える……大学自治に関わる戦前日本最大の事件」であったとされる<sup>30)</sup>。その発端は、京都帝大法学部教授・瀧川幸辰(1891～1962)<sup>31)</sup>が前年(1932〔昭和7〕年)10月28日、東京・御茶ノ水にあった〔当時〕中央大学での講演会(同大学法学会主催)において、トルストイの刑法観を解説するなかで、犯罪は社会に対する制裁である旨の説明を瀧川自身の考え方であり、それは無政府主義的であるとして、司法省と文部省内で問題化されるにいたったことに発する<sup>32)</sup>。文部省は京都大学に対し、瀧川の講演と平素の講義の内容に関する調査報告を求めた。当時の法学部長で

---

大に進学したと、繰り返しのべていた(ほかに沼田「私の愛読書／感銘の象徴・ベッカーヤ」法学セミナー14号〔1957〕49頁および同「京都の風土と師と」有信会誌〔京都大学法学部有信会〕22巻〔1980〕8頁)。沼田は同事件が起きたころ、父親から「赤いやつ」はこれを読めとわたされ、読んでいた平野義太郎『法律と階級闘争』——正しくは『法律における階級闘争』(改造社・1925)〔引用者〕——も、「京大事件の叛骨にいくらかの感激をおぼえさせた一つの要因かもしれません」とのべている(沼田・片岡・山科・前掲書93頁)。

- 30) 西山 伸「滝川事件とは何だったのか」大阪市立大学史紀要9号(2016)51頁。なお同稿は、近時現われた資料や著書を踏まえた、滝川事件研究に関する最新の論稿であり、同事件の今日的意義を理解するのに有用である。
- 31) 瀧川の人となりと学問業績については、小田中聰樹「瀧川幸辰」潮見俊隆・利谷信義〔編〕法学セミナー増刊『日本の法学者』(日本評論社・1974)383-402頁を参照。
- 32) 以下の事実経過については、京都帝国大学学生運動史刊行会〔編〕『京都帝国大学学生運動史』(昭和堂・1984)333頁以下、松尾尊亮『滝川事件』(岩波現代文庫・2005)71頁および西山・同前稿52頁による。なお瀧川幸辰『激流』(河出書房・1963)は、滝川事件の当事者である瀧川自身から見た事件の経緯が語られている。同書は産経新聞に125回連載されたものをまとめたものであるが、刊行の前年に著者は校正刷りができるまえに心筋梗塞で亡くなっている(瀧川春雄・同書「あとがき」)。同人の評伝である伊藤孝夫『瀧川幸辰：汝の道を歩め』(ミネルヴァ書房・2003)125頁以下も、瀧川の対応にも言及しながら事件の推移をのべている。

あった宮本英雄（1888～1973・英法）が上京し、講演内容のみを説明し、その際講義内容は学問の自由であるから調査できないとし、文部省もこれを了承して終わった。ところが翌1933（昭和8）年2月以降、前年10月末スパイM（松村）の手引きで日本共産党幹部が逮捕され、壊滅状態（全国12府県で約150名逮捕）となった「熱海事件」に続き、同年末から春にかけて共産党関係者が多数一斉検挙されたなかに、司法関係者（東京、長崎、札幌、山形などの地裁裁判官や裁判所職員）が含まれていたことから「司法赤化事件」<sup>33)</sup>として、蓑田胸喜らの原理日本社の右翼や、菊池武夫（貴族院）などの議員が国会の内外で重大問題化させたことに関連して、瀧川への行政による対応問題が再燃した<sup>34)</sup>。宮沢裕（政友会議員）が第64回通常議会で匿名ながら誰だかわかる形で帝国大学の「赤化教授」4名（牧野英一〔1878～1970・刑法〕、末弘巖太郎〔1888～1951・民法〕、有澤広巳〔1896～1988・統計学〕〔以上、東大〕および瀧川〔京大〕）の罷免を主張・要求するにいたった。4月10日、内務省は瀧川の著書『刑法講義』『刑法読本』について、その内乱罪や姦通罪に関する見解を理由に出版法19条により発売禁止処分とした。同月22日、文部省は同年2月京大総長に当選したばかりの小西重直（1875～1948・文学部教授〔教育学〕）に対し、それ以前すでに非公式に意向を伝えていたが、正式に瀧川の辞職または休職を求めた（同じころドイツでは同年3月、政権を獲得したナチス新官吏法により、非ナチ派官吏を一斉免職、大学や研究機関へも弾圧を加えていた）。5月9日、再び上京した小西は鳩山一郎文相（政友会）——ただし前年五・一五事件で犬

33) 詳しくは、田宮裕「司法省赤化事件」我妻栄〔編集代表〕『日本政治裁判史 昭和・後』（第一法規・1970）1-23頁を参照。

34) 松尾・前掲書78-82頁は、つぎのように推測している。瀧川は治安維持法に批判を繰り返していたが、当局は治安維持法体制にとって「都合が悪い存在」である瀧川を高等試験委員、さらにあわよくば講壇から追い、客観主義刑法理論に打撃をあたえることを目論み、かたや五・一五事件後初の通常国会である第六四議会（1932〔昭和7〕年12月26日—1933〔昭和8〕年3月25日）を前に、かたや政府にとって日本軍の満州の撤退を求める国際連盟総会を目前として、批判的言論を封じるために赤化の危機を煽り立てることが有効との判断があったのではないかと。

養首相(政友会)が暗殺され、8年続いた政党内閣の時代は終わり、斎藤實〔海軍大将〕を首班とする超然内閣——に処分の再考を求めたが、鳩山はこれを拒否して、物別れに終わった<sup>35)</sup>。帰洛した小西は、翌10日、学部長会議でこれまでの経緯を報告し、以後、瀧川の処遇のあり方如何は全学的な問題となった。ただし他学部教授会の対応は、冷やかかであった。京大法学部教授会と小西総長は鳩山文相の要求を拒否したが、同月25日、文部省は文官高等分限委員会に瀧川休職理由を提出し、その決定に基づき翌26日、文官分限令により瀧川の休職処分を発令した。その理由は瀧川の学説がマルクス主義的で「国家思想ノ涵養」を義務づけた大学令1条に違反するというものであった<sup>36)</sup>。同日、法学教授会はこれに抗議して、教授から講師・助手・副手にいたる33名全員が辞表を提出した<sup>37)</sup>。

- 35) 同前所によれば、すでに京大を退官していた河上肇(1879~1946・経済学)——末川博の義兄——の存在と治安維持法適用第一号である京都学連(学生社会科学連合会)事件(1925〔大正14〕年)以来、京都帝大を赤化大学として強く意識していた文部省としては、これを機に京大に打撃を与え、文部省のコントロールを確実なものにしたいとの願望がはたらいていたのではないかと推測している。
- 36) 赤化教授4名のうち、なぜ瀧川だけが処分されたのか。松尾・前掲書8-9頁は、瀧川の普段の言動から処分されやすかったからではないかとする。すなわち同人は「歯に衣させぬというより、歯にさせるべき衣を持合せ」ず、「良くいえば直情径行、悪くいえば慎重さの不足が文部省に利用された」とのべている。たとえば同書99-100頁に引用されている宮本英雄談話(1966〔昭和41〕年10月3日)によれば、瀧川は刑法の講義のときに正当防衛を説明するに際し、「天皇君が、君を刃を持って殺しに来て追いかけて〔てき〕たらどうするか」などと学生に質問したりしていたことを、もしもそれを公表したら、自分たちの責任を問われざるをえない事態となるから外部化はしなかったが、学生スパイか学生服を着た警官の報告を通じて文部省(官吏)は知っていた。天皇は神聖にして侵すべからず、正当防衛も何もできないというのが通説で、ただそのように説明すればいいものを、瀧川はあえて上記のようなたとえ話を教室でしていたとのべている。蛇足ながら、松尾は、このような言動を含む瀧川の人格的側面について、一貫して批判的である。
- 37) 以上、西山・同前稿52-53頁。また伊藤・前掲『瀧川幸辰』125-147頁は、京大と文部省とのやり取りの経緯を端然と描いている。



こうして滝川事件は瀧川に対する処分発令を境に、新たな段階へといたった。すなわち瀧川個人および京都帝大法学部教授会内の問題というよりは、同学部のみならず、京都帝大の学生主体の運動へと大きく転換していった。他学部教授会や他大学への応援を求めることなく孤立した法学部の教授らとは異なり、「学生は……大いに外部によびかけ、抗議運動を全国的なものとした」<sup>38)</sup>。5月19日の昼休み、宮本学部長と学生課の制止を振り切って、卒業生と学部学生からなる京大法学部同窓会である有信会の学生会員大会を強行し、同日午後5時、出身高校別代表者会議（高代会議）——戦後とは異なり、戦前には演習（ゼミナール）が設けられていなかったことから、当時の京大の学生は日常的に出身高校ごとにグループを作って行動していた——を開いて、活動を運営する組織を決定した<sup>39)</sup>。瀧川処分発令当日は、京大法学部に通学する学生は学生大会を開催し、教授会を支持して全員が退学届を提出するなどの抗議運動を組織した。当時の学生にとって、思想的な理由で大学教授の地位が左右されること自体が、不当な事案とみられたのである<sup>40)</sup>。以後、高代会議が連日のように開催され、運動推進の母体となったが、大学当局も学生課長を通じて運動が左右に偏しないかぎり黙認するとの態度をとった<sup>41)</sup>。5月31日には、法・経・文三文系学部の連合学生大会を開催して結束を固めた。同月下旬以降には、理系学部でも教室別代表者会議——高代会議ではなく、教室（クラス）別に組織化された——

38) 松尾・同前書201頁。以下の記述は、同前書201-210頁による。

39) 各高校とも、「代表」は1回生が多かった（二六会〔編〕『滝川事件以後の京大の学生運動：ファシズムと人民戦線の時代の記録』第一集〔西田書店・1988〕「はしがき」〔岡田実〕）。なお、同書の続巻が刊行されることは、なかった。

40) 岩井忠熊『十五年戦争期の京大学生運動：戦争とファシズムに抵抗した青春』（文理閣・2014）94頁（なお、同書では、日付や人数が引用する他の文献と微妙に異なることが多く、注意する必要がある）。同前書には、瀧川休職処分発令＝法学部教官全員の辞職表明当日午後5時、京大法経第一教室にて、宮本法学部長が惜別の挨拶をしている写真が瀧川・前掲『激流』より転載されている。

41) 松尾・前掲書201-202頁。大橋智之輔「加古祐二郎『外伝』——『研究ノート』より」同ほか〔編〕後掲書75-79頁は、加古の日記に関連付けながら、学連事件以降当時の京大、とくに法学部の「学問的雰囲気」についてのべている。



や実行委員会が組織化され、6月6日、はじめて全学学生大会が開催された。このような急速な学生運動の展開には、大正末年以来根強く継続してきた京大學生運動の伝統があった。学外への働きかけについては、とくに東大・東北大・九州大という法学部や法文学部を有する帝国大学に対する支援を求めた。とくに重視されたのは東京帝大であった。6月21日、本郷・法文経31番教室で、美濃部達吉の憲法講義の途中から、三学部連合学生大会が開催され、京大闘争を支持する声明が発表された。そこでは運動が終る7月中旬まで京大代表が常駐し、都内の私立大学や知識人への働きかけ、文部省への抗議活動の中心をなした<sup>42)</sup>。7月1日には、帝大仏教青年会館——現在も、「東京大学仏教青年会館」として、おそらく戦前と同じ場所（東京都文京区本郷三丁目〔日本信販ビル〕）に所在する——にて全国の官立、私立合計21大学加盟の大学自由擁護連盟が結成された。

以上が、おそらく沼田が共感の感情を胸に抱き、進学的主要原因であるとのべていた「京大〔法学部〕の先生たちの情熱と〔それに応えた〕学生の叛骨」を表（現）わした滝川事件の概要である。ただし京大の学生運動は6月16日の小西解決案反対の全学学生大会以降、むしろ退潮に転じた。一つには、授業ボイコット戦術がいわば裏目に出たことによる。経済学部教授会は5月30日以降、文学部教授会は6月14日以降、休講としたが、6月26日現在、法学部では全学

---

42) 東大での運動は、京大とは異なり、大学当局と警察の取締りのなかでなされたが、東大共青・機関紙「赤門戦士」——1931（昭和6）年6月1日から1934（昭和9）年6月までの3年間、5日ないし3日の間隔で発行された筆耕・謄写版刷り・B4版サイズの2ないし4頁の新聞で、滝川事件のころが最盛期であった。ただし最終号（124〔1934・9・15〕号）は未刊行（123号は同年6月28日刊行）。同紙の『復刻版』（れんが書房新社・1989）がある——が約800部の発行部数を維持し、学内では半公然と読まれていたといわれることに示されているように、当時共産党中央の力が衰えていたことと相まって、学内で「かなりの独自性」を機能させ、学生間には一定の拡大した支持があった（松尾・同前書211-218頁）。詳しくは、瀧川事件東大編集委員会〔編〕『私たちの瀧川事件』（新潮社・1985）を参照。また伊藤・前掲『瀧川幸辰』166-170頁、173-178頁も参照。

生1646名中950名、経済学部では834名中660名、文学部では788名中570名、すなわち学生の三分の二ないし四分の三がすでに帰郷していた。もう一つは、6月20日、警察により滝川事件を契機として、1932（昭和7）年以來、壊滅状態であった共産党京都市委員会の再建を図ろうと活動していた共青メンバーに対する検挙がなされたことである。すなわち『資本論』の邦訳で著名な長谷部文雄（1897～1979・〔当時〕同志社大学教授）ら84名（うち京大生は15名）が一斉に逮捕された（6・20京共産党事件）<sup>43)</sup>。これにより「左翼不在」の学生運動であった滝川事件が共青に牛耳られているとの印象をあたえるにいたり<sup>44)</sup>、学生組織の動揺をもたらし、活動家をふくめて京都から離れる者が続出した<sup>45)</sup>。小西総長のもと、運動を黙認していた学生課も小西辞意表明に続く検挙以降、攻勢に転じ6月25日以降、学生大会を禁止した。

小西総長は6月30日付けで辞職した。前日の総長選挙の結果を受けて、7月7日に後任の松井元興（理学部）が総長に就任した<sup>46)</sup>。同人は直後に上京し、

43) 伊藤・前掲『瀧川幸辰』179-182頁および前掲『京都帝国大学学生運動史』336頁、339-340頁。同前書342-423頁には、滝川事件に関わる学生運動の資料も多数収録されているが、1933（昭和8）年7月以降の運動の展開については扱われていない。

44) 当初、京大の共青メンバーとしては高木養根（1912～1999〔文一・一高出身〕）一人しかいなかった（6・20事件で治安維持法違反により逮捕され、入学後2か月で京大を中退した。のちに東大法学部に再入学し、戦後は日本航空に勤め、社長にもなった〔伊藤・前掲『瀧川幸辰』180頁〕）。同人を中心にした5名により共青京大細胞が再建された。ただし彼らは共青細胞としてではなく、高代会議の中心的なメンバーとして活動した（西田・前掲稿5-6頁）。

45) 先の『最近における左翼学生運動』115頁はこの点について「この騒擾には党及び共青が終始策動し、問題激化に努め、殊に……この期に乘じ、京大に共青細胞を再建せしめるに成功した……が、この騒擾は当局に於て策謀せる左翼学生を早期に検挙し、且前述大学自由擁護連盟も同年七月二十八日解散を命ぜられた為に漸次軟化して遂に沈静化に帰した」とのべていた（内務省警保局〔編〕『社会運動の状況』5昭和八年〔復刻版〕〔三一書房・1972〕402-403頁も同旨）。

46) その日に新総長と会談した宮本法学部長は「松井には職を賭してまで文部省と渡り合う覚悟のないことを知り、「希望を失った」（伊藤・前掲『瀧川幸辰』183頁）。その後の事態の推移については、同前書182-193頁が理解しやすい。

法学部教授全員の辞表を推進しようとしたが、鳩山文相は強硬派と目された佐々木惣一（1878～1965・憲法・行政法）や末川博（1892～1977・民法）など5名と瀧川の辞表のみを受理し、その他の教授の残留を求めた。7月18日、松井は文部省と折衝し、解決案を作成した。それを受けて、文相が辞表を受け取らなかった教授のうち、中島玉吉（1875～1960・民法）など7名は「われわれの主張したる所は貫徹せられ」たとの声明を發して、辞表を撤回した。しかし恒藤恭（1888～1967・法哲学）と田村徳治（1886～1958・行政法）は松井解決案が大学の自治と研究の自由を保障するものではないとして辞任した。その結果、辞職組の教授8名、残留組7名に分裂し、助教授以下も両派に分かれた。こうして専任教官33名中21名が辞職し、12名が残留することになった。辞職組の多くは立命館大学に移っていた。しかしその後、文部省が辞表を受け取った宮本英脩ひでなが（1884～1944・刑法）は同年8月に講師に就任し、12月教授に復帰した。また沼田が入学した翌1934（昭和9）年には、立命館大学に移籍していた黒田覚（1900～1990・憲法）や大隅健一郎（1904～1998・商法）らの助教授、於保不二夫（1908～1996・民法）や大森忠夫（1908～1972・商法）ら助手6名も京大に復帰した<sup>47)</sup>。一方、警察は学生運動の指導者の検挙に着手し、8月2

---

47) 以上、松尾・前掲書239頁以下および西山・前掲稿54-56頁。そして松尾・同前書242頁および西山・同前稿55頁には、滝川事件直前（1933〔昭和8〕年5月）における法学部教官の一覧が掲載されていて、これを見ることにより、各自の「退官」「残留」「復帰」と敗戦後の動向まで一目で知ることができる。西山・同前稿72-73頁によれば、京都大学、とくに法学部では、滝川事件は「長く……タブーであった」という。それは一方で、事件後、京大法学教授会では辞職と残留、さらに辞職組からの復帰する者が見られたうえ、敗戦直後には、瀧川が京大に復帰し、法学部長に就任したあとの再建人事のなかで、滝川事件以前の状態にもどすの方針ながらも、実際に専任として復帰したのは瀧川だけで、残留・復帰組や事件後に着任した教授らが今度は辞職するという「『分裂』の繰り返し、事件を語ることをタブーにした」。また京大総長にも就いた瀧川が法学部再建人事のみならず、对学生運動や学部教授会・大学の運営に際し強権的な対応をした——その詳細は、松尾・同前書259-294頁を参照——ことから学部内の反感を集めたことが第二の理由であったと指摘している。瀧川にとって、大学の自由と学内の政治活動とは相容れないとした。それは末川が

日までに11人を逮捕し、学問の自由と大学の自治を掲げた学生らの抗議活動は急速に衰退していった<sup>48)</sup>。

## 2 京都帝国大学法学部への進学と滝川事件1周年

### (1) 沼田の学生生活

沼田は、大学に進学し、法史学、外国法および法哲学などの「まったく新しい知識と思考方法」に出会い、「一種の知的興奮を覚え」たとする一方、それが「自分の性分に適合していたのかもしれない」としていた<sup>49)</sup>。ただし大学に入ってから、沼田は高校のときと同様の生活スタイルと学び方で通したようだ。「毎日講義に出たのは一学期だけ……二学期〔夏休み前と夏休み明け以降ということか—引用者〕からは図書館へはかなり行きましたが、講義のほうは、「わかった、あとは本を読めばよし」という感じ」だったと回顧している。それでも「わりあいまじめに聞いた講義」として、田辺元<sup>はじめ</sup>(1885～1962)「哲学概論」——「和服で教壇の上を行ったりきたりしながらやられ名調子の講義でした」——、佐伯千仞<sup>ちひろ</sup>(1907～2006)「刑事学」——「若き助教の初めての講義で法社会的だったから面白かった」<sup>50)</sup>。同人は後述する加古とは互いに評価し

---

滝川事件当時、大学が大衆から切り離された象牙の塔であると考えていたことを反省し、学問の自由とは大衆の真実を知る権利に由来するとして、学生運動と連帯する姿勢を示したのとは、対照的であった。さらに瀧川は自己の体験から学生は嘘つきだとの不信感を終生もっていて、学生の背後には「進歩的」教官がいるとして、そのような者に強い反感を抱いていた(小田中・前掲稿396-397頁)という事情が重なり合って形成されたのであろう(伊藤・前掲『瀧川幸辰』202頁)。

48) 京都大学百年史編集委員会〔編〕『京都大学百年史』総説編(京都大学後援会・1998)374-395頁(宮本盛太郎執筆)——瀧川の中央大学での講演と併せて、蓑田胸喜による京都大学での講演とそれに関する学生の応接態度・内容も「事件」の端緒として重要としている(瀧川は当時、講演部々長であった)——および同・部局史編Ⅰ(同・1997)271-285頁は、滝川事件に関する京都大学としての公式記録であろう。その記述は、京都大学七十年史編集委員会〔編〕同『大学七十年史』(京都大学・1967)100-104頁よりも、詳細なものとなっている。

49) 沼田「法律学徒の回想」前掲『行人有情』170頁。

合う間柄であった——および米田庄太郎（1873～1945）「社会学」——「博大な先生でした」——という3人の名前をあげていた<sup>51</sup>。このような回顧談からは当時、沼田が関心を寄せていたのがいかなる学問であったのかが必ずと明らかであるように思われる。沼田は大学時代、毎年7、8、9月の3か月を「夏休みをすることに」——大学指定の学事歴とは関係なく、別に自ら決めていたということであろうか——、また「冬休み一ヶ月、春休み二ヶ月、年間六ヶ月を集中読書のため高岡の自宅でくらしした」という暮らしぶりであったようだ<sup>52</sup>。

## （2） 滝川事件1周年をめぐる学内動向と逮捕・停学処分

沼田は入学早々、誘われて「大学を辞めた叛骨のある先生たちの研究会に出

- 50) 佐伯の刑事学の内容については、本人自ら後掲「沼田教授 青春のころ」1-2頁で説明している。同前所によれば、沼田は講義の終わったあと、佐伯の研究室に来て、「方法論上の問題等について鋭い議論を吹きかけ」たという。沼田・前掲「京都の風土と師と」9頁によれば、沼田が入営するために帰郷するとき、佐伯により四条橋畔の料亭で送別の宴が設けられたという。また敗戦の年の暮れに京都でなされた、沼田の結婚式にも出席した。このような事実から、その関係の親密さがうかがえる。
- 51) 沼田・同前「京都の風土と師と」9頁は、佐伯をのぞくこれら3人ではなく、親しく教えを乞うた者には、石田文次郎（1892～1979・民法）——イデオロギー上対立し、激論もしたが、左翼学生の前にも出て来て話すという「情熱と自信をもった教授」であった——、田島順（1894～1966・民法）——豪放磊落で、イデオロギー的な関心を示さず、親しみやすかった——および「レーニン髭」の宮本英脩——沼田の在学時〔後述する治安維持法違反容疑による逮捕・拘留後に保釈されたあと〕の保証人であった。主観主義刑法で、その見解には承服しなかったことから、思想的な話題は避けた——の名をあげている。佐伯・後掲「宮本英脩先生」2頁によれば、当時50歳前後であった宮本は、「容貌のりっぱな、堂々たるいかにも大学教授らしいかたで」ある一方、「非常に粹人なので、私らには研究のほかに、酒の飲み方、遊び方まで手を取って指導いただいた、非常にいい先生だったと思います」とのべている。沼田は当時、教師に近付くときは、その人の著書・論文をほとんど読んだうえで、「教えを乞う」のがエチケットであると考えていたという（同前所）。
- 52) 沼田『私の法律学』はどのように生成したか 182頁。

してもらうことになります」。大学に入って、2、3か月後、京大内の「<sup>らくゆう</sup>樂友会館」の薦が繁っていた6月ごろ、沼田は〔その年度〕初めての法理学研究会<sup>53)</sup>に出席した日にこれまた初めての報告を、恒藤恭の前で行なった。そこでは、風早八十二〔訳〕／チェザーレ・ベッカリーア『犯罪と刑罰』（原著は、1774年刊か）についてとりあげた<sup>54)</sup>。ただしそれは、同書に感銘を受けたから

53) 沼田は「法哲学研究会」とするが、公安当局を含めて、ほかの者は「法理学研究会」と呼んでいる。この点について、沼田「滝川事件以後の法哲学研究会等についての覚書」二六会〔編〕『滝川事件以後の京大の学生運動：ファシズムと人民戦線の時代の記録』（西田書店・1988）110頁（注）3は、そのような呼称を用いていたかもしれないが、「当時、私たちは法理学という言葉は古い感じで、法哲学あるいは法律哲学（Rechtsphilosophie）という用語に傾いていたと記憶する」とのべている。なお前掲『社会運動の状況』6昭和九年247頁は法理学研究会について、月1回開催・会員17名、同年5月12日に創立され、「表面法理学研究に興味を有する団体なりと称し、毎週水曜日……開催することとし」、目下会員約15名と記録している。その後同前8昭和十一年142頁は月1回ぐらい開催し、「法理学に関する理論的研究を為し併せて左翼理論の研究を為し思想啓蒙に資しつつあり」、会員17名と記しているが、次年度以降は記載がない。

54) 沼田・前掲『私の法律学』はどのように生成したか」181頁。「加古祐二郎先生のこと——唯物史観法学へのみちびき」前掲『行人有情』266-267頁は、なぜ『犯罪と刑罰』を取り上げたか、その理由について記憶にないとしながらも、やはりトルストイ『復活』とドストエフスキー『罪と罰』の影響かもしれないし、「法の世界では刑法が法律〔学〕の素人に近いからであったかもしれない」とのべている。なお同訳書が岩波文庫に収録されたのは、私が所持する改訂版（風早八十二・〔五十嵐〕二葉〔訳〕・1959）の24刷（1968）奥書によれば、昭和13年11月1日と記されていることから、沼田が利用したのは、「封建的刑罰制度の批判」という副題が付された1929（昭和4）年に刀江書院から刊行された当初のものであったと思われる（筆者は近時、その普及版〔1936年刊行〕を入手した）。風早が同書の邦訳を刊行したのは、経済的危機や軍部・右翼勢力が台頭する一方、これに反対する勢力への刑事弾圧——たとえば、三・一五事件（1928〔昭和3〕年）——がなされる時代状況のなかで、啓蒙期の刑法思想を評価し、刑事手続における人権の保障を強調するとの意味合いがあったのではないかという（小田中・前掲稿388頁）。また岩波文庫版の「邦訳への覚書」206頁によれば、わが国で、ベッカリーアに「たいする深いぞうけいと親し

ではなかったという<sup>55)</sup>。また刑法研究会では瀧川幸辰を知るにいたり、その著作のほとんどを読むことになったとのべている。これら研究会の設立と継続は、「滝川事件……の遺産」であった<sup>56)</sup>。すなわち、それは大学公認の学術研究団体ではなく、事件で活躍した学生と京大法学部を去った教官によって、維持された、いわゆる自主講座であった。換言すれば、京大の学生運動は、学生の自主的な研究会活動として継続したのである<sup>57)</sup>。

既述のように前年の9月下旬、新学期が始まると、夏休み前の瀧川休職処分に抗議し、辞表提出した法学部教官を支持した運動のなかで発せられた聴講辞退声明を撤回していなかったにもかかわらず、学生たちは講義に出席するようになった。そこで高代会議は、運動の方針を転換せざるを得なくなった。法学部高代会議を中心とした有志は「二六会」——瀧川休職処分発令と法学部教官全員の辞職表明の5月26日にちなんで命名されたのであろう——を結成

みとを示された学者としては瀧川幸辰氏がある」と記されている。

55) 沼田・前掲「感銘の象徴」49頁。同前所は原書を見たり、ノートを取りながら感懐をもって読んだものといえは、むしろマルクス=エンゲルス『ドイツェ・イデオロギー』、エンゲルス『フォイエルバッハとドイツ古典哲学の終焉』およびヘーゲル『法哲学綱要』であったという。

56) 沼田・前掲「滝川事件以後の法哲学研究会等についての覚書」103頁。

57) 関原利夫・和田洋一・池田浩士「座談会／『世界文化』『学生評論』のころ」京都大学新聞社〔編〕『口笛と軍靴:天皇制ファシズムの相貌』(社会評論社・1985) 60-61頁。研究会は自ら学ぶ学問(=学部)ごとに設けられたのであろうか、1936(昭和11)年の新学期のころ、全部で30以上あったともいう(小野義彦『昭和史』を生きて:人民戦線から安保まで)〔三一書房・1985〕50頁)。「戦後派(アブレ・ゲール)」といわれた作家らの一人で、小野とは小学校の同級生でもあった野間宏(1915~1991・京大文学部仏文科卒)の小説『わが塔はそこに立つ』(講談社・1962)のなかで、滝川事件三周年の行事(宇治の寺院本堂での学生集会〔ただしフィクションで、実際は山本宣治の実家である「花屋敷」〈現「花やしき浮舟園」〉でもたれた)や『資本論』読書会の様子(「商品の物神性」が話題となっている)が描かれている。公安当局も、このことを認識していて、前掲『社会運動の状況』では、各年度ごとに左翼学生運動の「学内左翼学生団体調」という一覧表のなかで、その活動状況の概略を示していた。



し<sup>58)</sup>、(1) 従来の人脈を維持すること、(2) 運動の基礎は各高校同窓会組織を維持することにあることを確認し、学部内での研究会を組織するようになった。法学部では法理学研究会および刑法研究会という二つの研究会——前者は1937(昭和12)年に後者に吸収された——が設けられ、週1回、樂友会館に集まるようになった。出席者は毎回15人程度、免官組の教授や、彼らと行動をとりにした元助教授、講師、助手・副手らも、交代で出席した。二つの研究会のメンバーは、重複していた<sup>59)</sup>。

1934(昭和9)年、前年文部省による瀧川に対する休職処分が発せられ、これに抗議して法学部教官が連袂辞職<sup>れんべい</sup>の意思を表明してから一周年にあたる5月26日の朝、免官組教官の京大復帰を求めて、「想起せよ、五・二六!」と縦書きされた垂れ幕が法学部研究棟3階からさげられ、新聞でも報道された<sup>60)</sup>。ま

58) 会として、行動するようになったのは、滝川事件一周年を控え、沼田が京大に進学した1934(昭和9)年4月になってからであったようだ。出身高校は、高知、四高(金沢)、六高(岡山)、大阪、浪速(大阪)、新潟および広島各校からなり、所属学部は法学部12名、経済学部3名、農学部1名、文学部1名という構成であった(山下保市「二六会のこと」)。同書〔7頁〕には、1933(昭和8)年晩秋に撮影されたという「高代会議〔29名による〕最後の晩餐会」および「二六会〔9名〕於長尾孫夫下宿」とのキャプションが付された2枚のいわば記念写真が掲載されている(岩井・前掲書85頁、101頁にも転載)。細川嘉六の出版記念会の旅先での記念写真が日本共産党再建の謀議の証拠である(泊事件)とねつ造された横浜事件(1942-45年)を想起すれば、このような京大高代会議のメンバーの行動は、当時としては随分と無防備なものであったとも思える。

59) 以上、西田勲(経済学部卒)「滝川事件とそれ以後の京大学生運動のあらまし」二六会〔編〕前掲書7-8頁。同書10頁によれば、同年秋には、長谷部文雄宅で『資本論』研究会や梯明秀(1902~1996・哲学)のところで、ヘーゲル『エンチクロペディ Enzyklopaedie der philosophischen Wissenschaften』(1817、1827、1830)の研究会がもたれたという。同前所は「これらの研究会は、啓蒙時代のフランスのサロンに似ており、進歩的学生の知的欲求をみたます役割をはたし」たとのべている。

60) 同前所は「時計台」とのべているが、誤りである。岩井・前掲書99頁には、垂れ幕の写真が瀧川・前掲『激流』より転載されている。その写真を見れば、垂れ幕が下ろされたのは、時計台ではないことがわかる。なお同所によれば、これにより学



た前日の午後には、二六会メンバーにより、滝川事件一周年を記念する比叡山の麓(八瀬)のピクニックへの参加を呼びかけた立て看板が京大正門前にたてられたが、撤去せよ・しないをめぐって学生側と京大職員や川端署職員とのあいだで押し問答があった。翌日のピクニックの強行により、検挙の虞もあるとして中止したが、それを知らずに八瀬に来た者も4、5人いたという<sup>61)</sup>。両日の出来事を先の『最近に於ける左翼学生運動』では、このことをつぎのように言及していた(116頁・下線は引用者)。

「この問題〔学生の滝川事件に対する抗議行動のこと〕は翌昭和九年に又再燃した。即ち、京大に於ける左翼分子等は、瀧川元教授罷免問題一周年記念を捉へ、昭和九年五月二十五日法経第一教室に於て、宮本英脩教授が刑法の講義を開始せんとするや、突如一学生が起立し『明日の記念日を想起せよ、我々は最後に諸先生に依つて教へられた学生の本分を忘れず、明日を記念する為講義を辞退し一同八瀬にピクニックせよ』云々と制止を肯ぜずしてアヂ演説を試み、周囲に座席を占めてゐた学生約三十名と共に退場し、更に翌二十六日法学部新館三階より『想起せよ五・二六』と墨書した幅一米長さ五米の白布を吊下し、学生約三十名は三々伍々八瀬遊園地にピクニックを行ひ増田盛を座長として約一時間に互り座談会を開催した」。

ピクニック参加者の数に違いがあるが、このあと同前書は「この運動は瀧川問題を身を以て体験したと称する者相互の親睦を図る名目の下に昭和九年五月十二日に結成せられた京大二六会が中心となつて行つたもので、多分に左翼的色彩のあるものであつた」(117頁)と続けている。ここで取り上げたいのは、上記引用文中、下線を付した箇所である。沼田が聴講した数少ない講義の担当者の一人であった佐伯千仞の「沼田教授 青春のころ」と題するエッセイで、若き日の沼田の佛を示すものとして、つぎのようなエピソードが紹介されている<sup>62)</sup>。

---

生3名が無期停学処分とされたという。

61) 西田・同前稿8-9頁。

62) 沼田稲次郎著作集第2巻月報(1976年4月)1頁。なお佐伯は、このエピソードをすでに7年前(「宮本英脩先生の人と学問」法学セミナー157号[1969]のちに『宮

滝川事件の翌年「新学期になって講義が始まった或る日、刑法の講義をしておられた宮本英脩教授の教室で、ビラを撒いた学生があった……。／早速、学生課で問題となったが、その連絡を受けた宮本教授は、とにかくその学生に会ってみよう、本人をわしのところによこせといわれ、その学生に会われたのである。その学生が外ならぬ沼田教授だったのである。ところで、沼田学生との面接を終えて私の部屋にみえた宮本教授は、『わしの講義でビラを撒いた学生にいま会ってみたが、話してみると仲々良い青年だよ』とすっかり沼田学生に惚れこんでしまわれた」。

二つの文章で一致するのは、宮本英脩が担当する刑法の講義の際の出来事であったということだけである<sup>63)</sup>。佐伯のエッセイでは、沼田がビラをまいた具体的な日にちに言及されておらず、特定できない。また一方は「アヂ演説」、他方は「ビラ撒き」で、行動内容は異なる。しかし当時、京大キャンパス内でそのような行動が頻繁になされたとは思えず、それらが同時に行なわれたこともありえるし、記述者がいずれに重点をおいたかの差異であるとも考えられる（佐伯のエッセイは事件から40年後に書かれたものである）。このように考えれば、大学に入学したばかりの沼田が滝川事件に抗議して、法学部教官総辞職表明1周年の前日、ビラを撒くとともに「制止を肯ぜずしてアヂ演説を試み」と理解することも可能であるようにも思われる<sup>64)</sup>。

本英脩著作集』補巻〔成文堂・1995〕収録3頁）で披露していた。

63) 当時から去ること14年前の1920年6月下旬ないし7月上旬、スイス・ベルンのホテルに、当時そこに滞在していた孫田秀春や立ち寄った末弘ら日本の法律学者らにより、同地で亡命生活を送っていた、その法社会学で世界的に著名であったエールリッヒEugen Ehrlich(1862～1922)を招待して晩餐会が催され、席上、将来労働法学が法学上重要な位置を占めるにいたるであろうという点で意見が一致したという。そのような会食への参加者の一人が宮本であった。ただし同人がこれについて生前言及することはなかった（このことについては、前掲・拙著34-36頁を参照）。

64) 前年の瀧川休職に抗議した学生運動を主導した高代会議を中心は、当時一回（年生——東大が厳格な学年制を取っていたのに対し、京大では不合格科目があったとしても、進級し、不合格科目は再履修すればよかったことによる呼称——であったことを考慮すれば、その年の新入生である沼田が教室のアヂ演説ないしビラ配布を

その後、『自治会ニュース』というガリ版刷り新聞(非合法)が3回ほど、一部の学生のあいだに配布され(30部ほど)、9月には「1932年テーゼ」を配布する計画があったが、予定日当日、特高警察による京大生に対する一斉検挙がなされた。そのなかには、沼田もふくまれていた。すなわち沼田は、帰省中の自宅で(改正)治安維持法違反容疑により逮捕された。それは室戸台風が京都を襲った翌日——1939(昭和9)年9月21日または22日——であった。検挙理由はまちまち——ブラック・リストに載せられた者を「かなりアット・ランダムに検挙した感じ」——で、なかにはその理由がわからない者さえいた。即日か2、3日留置場に止めおかれて釈放された者もいれば、なかには20日以上留置された者もいたという。高岡と富山の警察署で未決拘留1か月を過ごした沼田の場合は、もっとも長い部類に入ろう。ただしいづれも、不起訴か起訴猶予であった<sup>65)</sup>。沼田も本人いわく「組織的な関連がないので、不起訴」となり、10月には京都に戻ったとのべている<sup>66)</sup>。一方、大学は無期停学——實質は、翌

---

することは、不自然なこととは考えられない。垂れ幕を法学部研究館からさげたのは、四高および広島高出身の法学部3年生で、「いづれも『壮士』という名がふさわしい一匹狼的な」男たちであったという(西田・前掲稿8頁)。なお関連して、沼田文子は、沼田との軍事郵便交換を通じての交際の経緯を説明するなかで、父親である石田文次郎との散歩の際の会話のなかで沼田が滝川事件に際し、京大の屋上で赤旗を振った学生であると聞いたことがあったとのべている(沼田文子〔編〕後掲書68頁)。結婚後、沼田にそのことをたずねると、『僕がそんなオッチョコチョイだと思っか。第一、京大事件の時はまだ四高だったよ。あのデマはあちこちから耳に入る』と応えたという(同前書70-71頁)。滝川事件当時、京大の建物の屋上で赤旗が振られたということは、あくまでもうわさで、実際にはなかったと思われる。石田が東北大から京大に赴任したのも、翌年3月末で、事件当時まだ京都にはいなかった。沼田の事件後一周年の際の、先述した教室での行動と法学部棟からの垂れ幕の懸垂が合わさって誇張されて人口に膾炙したのではなかろうか。

65) 西田・前掲稿9-10頁。同前所には、沼田以外に11名の逮捕された者の実名があげられている。

66) 前掲『社会運動の状況』6昭和九年243頁および247頁(記載内容は同じ)はこの点について、つぎのように説明している。すなわち日本共産党関係者から京大内での左翼組織の創立を求められた渡辺収が4月の新学期開始とともに活動を開始し、

年3月まで、つまり学年末の定期試験を受けさせない——となった。しかしそれは反面では「まるまる一年間は少なくとも自分の自由〔な時間〕を持つことができた」ということでもあった。その間、川端署の特高警察が留守中に沼田の下宿の部屋に入ったりしたが、大学図書館の利用は可能であり、特高の監視もあったことから「まじめに図書館で本を読んだ」。特高も、しだいに現われなくなったという<sup>67)</sup>。

### 3 加古祐二郎との出会いと学生評論誌への寄稿

沼田の研究会を中心とした組織（設立と運営）活動は、その後も続いた。滝川『『事件』に際し外〔東北帝大－引用者〕からみえた石田文次郎先生が民法研究会に顔を出された。先生はオットー・ギールケ流のゲルマニステンではあるが〔ゆえに？－引用者〕、マルキシズムにたつ私とは衝突することが少なかった。しかし毎回堂々と出席して下さった<sup>68)</sup>。しかし同研究会には、しだいに学生が集まらなくなっていき、自然消滅となったようだ。1936（昭和11）

---

当時四高より京大に進学した岡田格五郎および沼田稲次郎（両名ともに四高在学時にすでに共青に加盟）等と連絡をとり、4名のメンバーを獲得して京大共青グループを結成し、機関紙「学生新聞」を発行するにいたり「同細胞に迄発展せしむべく努力中」を検挙し、「爾来組織は壊滅に帰したり」とのべている。ことの真偽はともかく、当時沼田の実名が内務省文書に記載されていたのは、沼田がすでに入学時から監視対象となっていたことを示すか、あるいは、その宮本の講義に際しての行動により大学のみならず、公安当局もその存在を注目するにいたったのではなかろうか。ただし沼田がこれ以降、京大学生運動にどのように関わっていたのか、後述する研究会の組織化と学生評論誌への寄稿以外のことは不明である。

67) 沼田・片岡・山科・前掲書110-111頁（沼田）および前掲「滝川事件後の法哲学研究会等」101-102頁。ただし沼田・前掲「京都の風土と師と」8頁はこれとは多少異なる。それによれば、深夜に読書する習いから、沼田が昼頃まで寝ていたり、高校時代（沼田・前掲「母の像」4頁参照）と同じく、京都でも「宮代町の狭斜の巷に出没する遊治郎という側面」がわかったからか、翌年春、下宿先を浄土寺から「植物園の川（鴨川）向かい」に替えたころから、特高の影はみかけなくなったとのべている。

68) 沼田・同前「滝川事件後の法哲学研究会等」107頁。

年には、公法研究会の創立にも参加した。さらに沼田はより実用法的なことをやろうと、田島順——1934（昭和9）年3月31日、立命館大学より来任。1943（昭和18）年9月30日退官——に関与を求め、高文試験対策の「判例研究会」ももった<sup>69)</sup>。

このような複数の研究会活動に取り組むなかで沼田にとって、もっとも重要な位置を占めたのが法理学ないし法哲学研究会への参加と加古祐二郎（1905～1937）との出会いであった。加古（1905〔明治38〕年生）は1926（大正15）年4月京都帝大法学部に入學し、2年次在学中肋膜炎を患って1年間休學し、1930（昭和5）年3月卒業し、翌4月同大学院に進學した。当初は「民法特ニ経済法ノ基礎的研究」を研究課題として末川博を指導教官としていたが、翌年の4月、恒藤恭に変更した。同じ年の9月、加古は京都帝大法学部助手となり、1933（昭和8）年、滝川事件に遭遇し、同年8月、その師である恒藤らとともに、学問の自由、大学の自治を守るために京都大学を去り、翌9月に立命館大学法経学部助教授（翌年4月教授）となり、法理学、社会法<sup>70)</sup> およびドイツ書購読を担当した<sup>71)</sup>。

69) 自ら設立に関与しながら、沼田はその後参加しなくなったという。かなりの数の学生が集まったが、「思想性が全くなく、私の方がうんざりしてやめた」というのがその理由であった（沼田・同前稿106-107頁および「座談会／ファシズムと人民戦線の時代を語る」同前書80-81頁）。

70) 加古の社会法に関する講義録（受講生が速記したもの〔ただし加古は校閲していない〕を、プリント業者が印行したもの〔沼田が所有していた〕が大橋ほか〔編〕後掲書105-144頁に収録されている。

71) 恒藤恭「加古祐二郎君の追憶」加古・後掲書収録310頁（なお同稿は、「忘れえぬ人々」として法律時報誌35巻1号から5号〔1963〕まで5回連載された、いずれも恒藤の門下でありながら早世した栗生武夫、橋本文雄、加古および淵定に対する追想記のうち、加古の分〔35巻3号、4号〕を再録したものである）および森英樹「加古祐二郎」潮見・利谷〔編〕前掲書405-406頁。なお同人には、ほかに加古の法哲学とその意義について、「加古祐二郎の法理論について——マルクス主義法学形成史のこま」法律時報41巻2号〔1969〕67-76頁、天野和夫ほか〔編〕『マルクス主義法学講座』①マルクス主義法学の成立と発展〔日本〕（日本評論社・1976）第3章第4節「法

### (1) 法理学研究会での加古祐二郎との出会いと傾倒

既述のように、沼田は滝川事件の翌年の法理学研究会第1回例会で、ベッカーリア／風早八十二(訳)『犯罪と刑罰』を報告した際には、恒藤の「批判的法律哲学の研究」に暗示され新カント派哲学を受容し、「内容可変の自然法」——永遠に真なるものが存在し、社会や時代により現象に変化が見られても、法の普遍の本質は一貫している——に依拠しながら報告した。ただし恒藤が研究会に出席することはほとんどなく、同研究会は主に加古や、同じく恒藤の門下生であるが、1933(昭和8年)に京大を卒業したけれども、当時前年12月文部大臣が京大総長に対する申入れに始まる瀧川幸辰に対する案件が進行中であつたことから京大大学院ではなく、立命館大学研究科に進学した淵定(1909～?・西洋法制史)<sup>72)</sup>、同じく吉富重夫(1909～1976・行政学)らが中心となつて運営されていた。沼田は当時、いまだ唯物史観的な理解には立っていないかつた。これに対し、加古から「内容と形式」「普遍的なものと特殊なもの」「具体的普遍者の弁証法的把握」について、反論的な質問——普遍的要素と特殊な要素とを統一するところに具体的普遍者としての法の真理を把握することができるべきだが、沼田の報告は抽象的普遍との立場ではないか——をされた。沼田は加古に対し「はじめて深い思想をもった人と出会つたと思った」と回顧している<sup>73)</sup>。加古の研究生活は大学院に進学した1931(昭和6)年からその死の前年の1936(昭和11)年夏までのわずか6年にすぎなかつた<sup>74)</sup>。恒藤門

---

哲学とマルクス主義」136-154頁)で検討している。加古の略歴については、同『近代法の基礎構造』(日本評論社・1964)巻末(340-341頁)に掲載されている。

72) 恒藤恭「忘れぬ人々——その五・淵定君の追憶」法律時報35巻5号(1963)60-63頁。戦地にいた沼田は同人から船田享二『法律思想史』を送られたことがあつた(沼田・片岡・山科・前掲書108頁)。

73) 沼田「加古祐二郎先生のこと——唯物史観法学へのみちびき」同『行人有情』267頁および沼田・片岡・山科・前掲書105-106頁。

74) 恒藤・前掲稿のなかで言及されていた加古の日記については、大橋智之輔ほか〔編〕『昭和精神史の一断面：法哲学者加古祐二郎とその日記』(法政大学出版局・1991)として公刊されている。また同人の業績については、同前書の巻末(269-271頁)に掲載されているものが最新かつ従来の誤りを訂正していて、信頼できよう。

下の俊英といわれた加古は高校(旧制甲南高校第一期生)にあったときすでに西田幾多郎「自覚における直観と反省」に関する書評を発表し、大正デモクラシーの思潮がいまだ優勢であった昭和年代初め、カントや新カント派哲学に接する一方、マルクスやレーニン等のマルクス主義文献にも接近していた。沼田は加古に質問されてマルクスやヘーゲルなど「ともかくも直接読まねば、そして考えぬいてみなければ本物にはなれないものだ、と思い知った。おかげで読書の構えも量もその頃から格段に進んだように思う」と回顧している。またその場での加古と恒藤とのやり取り——自分の見解・理解を展開したうえ、最後に「でしようか」とのべて、その是非を師に問うという質疑応答のあり方——をそばで見ながら、あるべき師弟関係をみて感心したとのべている<sup>75)</sup>。つまり沼田にとって学問における師弟関係の理想形を両者のやり取りに見出したということであろう。以後、沼田は加古に急速に接近し、その公表されていた論稿を「片っぱしから読」み、マルキシズムにおける政治論・階級闘争論から史的唯物論、イデオロギー論へと深化し、それらの読書体験が法律論と結びついていった<sup>76)</sup>。ただし沼田が加古との対話の機会をもったのは、数えて片手に余る

75) 沼田・片岡・山科・前掲書105-106頁(沼田)。加古から学問的影響を受けた者として、内田義彦(1913~1989・経済学史・社会思想史)もいた。すなわち同人が小学生から中学生にかけて三兄・正彦の友人である加古や加藤正(1906~1949)——両人は、エンゲルス『自然弁証法』上(岩波文庫・1929)を共訳している——と自宅で接し、また1932(昭和7)年、旧制甲南高校(7年制)6年次在学時には、「法制経済」という科目を教えに来た加古からパシュカーニスやラートブルフを経て『資本論』の手ほどきを受けたとのべている(内田義彦「年譜」同『著作集』第10巻〔岩波書店・1989〕4頁および山田鋭夫〔編〕「内田義彦の生誕〔内田義彦はいかにして内田義彦になったか〕」藤原書店編集部〔編〕『内田義彦の世界1913-1989——生命・芸術そして学問〕〔藤原書店・2014〕219-220頁)。

76) 沼田・片岡・山科・同前書106頁。加古の主要な業績については、戦後、恒藤が編者となって刊行された『理論法学の諸問題』(日本科学社・1948)に9篇が収録されている。同書については、刊行当時、加藤新平「新刊書評／加古佑二郎著『理論法学の諸問題』」法律時報21巻4号(1949)62-64・55頁および山中・後掲稿がとりあげている。沼田も同書について紹介の筆をとっている(「法的意識における主体性」



程度の回数であったとのべている<sup>77)</sup>。大学時代は、ソヴィエト連邦（ロシア）

季刊社会科学Ⅱ〔1949〕109-113頁、86頁）。同書は後年、沼田が恒藤とともに編者となり、加古の絶筆となった論文一篇（「法学における政治的性格」世界文化17号〔1936〕）を加えて、『近代法の基礎構造』（日本評論社・1964）と改題して再刊された（同書にも掲載されなかった「社会法の限界性」改造16巻13号〔1934〕は、大橋ほか〔編〕前掲書に収録されている）。沼田はこれに付した論稿（元々は、思想の科学〔第4次〕29号〔1961・5〕に掲載されたもの〔原題「加古祐二郎—『市民』のための法思想』で、後年、沼田・前掲『民主主義法学と学者像』に再録）と、ほぼ同時期になされた講演録（「加古先生の風格と法思想」法学セミナー106号（1965）のちに沼田・前掲『行人有情』に収録）の二つで、加古の業績について解説している。ほかに、加古と同期で京大法学部助手となった佐伯千仞による厚情あふれる書評として「読書／近代法学の金字塔・加古祐二郎著近代法の基礎構造」エコノミスト42巻50号（1964）81-82頁がある。

森・前掲「加古祐二郎」408頁は、加古が当初「歴史的なものの存在……」（1931）で設定した課題である（1）法における存在と当為に始まり、その後は（2）法的主体論、（3）法の妥当性と階級性、（4）近代法の形態性と物神性、（5）近代法の構造、そして（6）社会法とその主体という順番で年を重ねるにしたがって「より抽象的なものからより具体的なもの」へと議論を進めていったとしている。山中康雄「加古祐二郎著『理論法学の諸問題』を讀みて」季刊法律学7号（1949）114頁は、同書収録論文の掲載順が発表順とはなっていないことについて、加古の「思想的発展をたどる上に、誤解をまねくおそれがある」としている。

加古の議論の難解さについては、沼田を含めて多くの者が指摘するところである。山中・同前稿113頁は自ら書くもののそれが「思想がよくこなれていないこと」に由来するのに対し、加古の場合は「思想それじたいの難解さ」なのだとしている。それは官憲による思想弾圧への警戒を配慮した結果であったのかもしれない。ヘーゲルやマルクスはもちろん、新カント派のみならず、ベルグソン、ハイデガーおよびマンハイムにいたるまで縦横に引用したペダンティックとも思える議論を展開している。それは西田幾多郎に代表される京都哲学、とくに三木清や戸坂潤など同「左派」のそれを踏まえたものなのであろう（田中茂樹「加古祐二郎における存在論的弁証法と法システム」法哲学年報1978年（1979）42-47頁）。

77) 沼田・前掲「加古先生の風格と法思想」『行人有情』270頁。この点について沼田は旧制大学の就学年限である「三年講義を聴いても読書欲を刺激されない先生もいれば、一度会っていただく刺激をうける先生もいる」が、加古は後者であるとのべて



のエフゲーニ・パシュカーニス (1891~1937) の『法の一般理論とマルクス主義』(初版1924、3版1927)——当時すでに、原文からの邦訳(山之内一郎〔訳〕『法の一般理論とマルキシズム』〔改造社・1930〕)および独訳から重訳(佐藤栄〔訳〕『マルクス主義と法理学』〔共生閣・1932〕)が出版されていた——<sup>78)</sup>を読書会のテキストとしてとりあげるようになったのも、加古との関係によるものであったと回顧している<sup>79)</sup>。

## (2) 学生評論誌への寄稿

京都帝大法学部に進学した年の秋、沼田は既述のように治安維持法違反容疑で逮捕され不起訴となる一方、大学からは無期停学処分を受けた。しかし「それでもあまり深刻な気持ちにはならなかった」。ところが翌年(1935〔昭和10〕年)2月ころより、美濃部達吉(1873~1948・憲法・行政法)および天皇

いる(「加古祐二郎先生のこと」268頁)。

78) 戦後は稲子恒夫(訳)(日本評論社・1958)がある。

79) 沼田は当時、京大法学部の左翼学生のあいだでは、パシュカーニスを読むことが流行っていたが、四高から東大に進学した者たちはその名前すら知らず、京大におけるパシュカーニスの流行は加古の影響に関わるものであったようだを回顧している(沼田・前掲「滝川事件以後の法哲学研究会」104頁)。しかし「赤門戦士」夏季読書号(1934・6・22)『復刻版』422頁には、「真木孝太郎／法律学」という同書を取り上げた記事——(東京)帝国大学新聞でも、このような読書特集が時どき組まれていた——が掲載されている。それによれば、「現在ではソヴェート法学界の通説と認められる程度の権威を持つて居る」とし、山之内「訳が極めて生硬で読み難いことおびたしい」一方、佐藤訳は「誤訳がすくなくない」。「覚書風のものであるから内容は仲々難解である。〔しかし〕それだけにかみしめれば味が出て来るのだが」と紹介している(おそらく筆者は、法学部に在籍する者であったのであろう)。したがって当時東大でも、パシュカーニスは注目されていたのではないと思われる。なお渋谷謙次郎「パシュカーニス法理論の再検討：『法の一般理論とマルクス主義』をめぐって」(1)(2)神戸法学会誌62巻1・2号(2012)59-131頁、62巻3・4号(2013)1-55頁は、同前テーマを主題とする最新の論稿であり、その法理を検討するのみならず、日本国内外における評価と今日的意義についてまで論じている。

機関説に対する右翼や軍部の「凄まじい攻撃」と「毅然として独り権力に向かって屈しない」美濃部の姿に尊敬の念を抱く一方、通説であった天皇機関説で高文試験を受けた官僚や法曹からも、学生からも批判や反論がなされなかったことに「ショックをうけた」と述懐している<sup>80)</sup>。そのあくる年である1936(昭和11)年、東京で青年将校らにより惹起された軍事クー・デタが4日間で鎮圧された二・二六事件のあとの5、6の両月、沼田は「田井俊一」という筆名(その由来は不知)で「法解釈の真理性——解釈法学序説」という表題の論稿を「学生評論」誌<sup>81)</sup> 1巻1号および2号に(上)(下)2回に分けて掲載した(同稿

80) 沼田「ある老法家の心意——法学と社会風土」ジュリスト868号(1986)33頁。同前所は、当時法に関わる人びとが「時勢を慨嘆していただけだった」ことについて、戦後自身が法学界に居ることになったが、法および法学の世界にも社会的風土ないし支配的規範意識が大きな影響を及ぼすことに想到せざるをえなかったと、短いエッセイを結んでいる。今日、天皇機関説事件といわれる美濃部受難の詳細については、官沢・後掲『天皇機関説事件』を始め、多くの研究書がある。なお沼田は晩年、憲法(学)について、つぎのような回顧を残している。すなわち貴族院本会議で菊池武夫が天皇機関説攻撃をした1935(昭和10)年2月18日、京大では試験期間中であったが、沼田は停学中のため受験できなかった。しかし図書館を利用することは可能であったために、星島二郎〔編〕『最近憲法論：上杉博士対美濃部博士』(太陽堂・1927)を読み、それを機縁に美濃部『憲法提要』(第三版〔有斐閣・1926〕か)、『逐条憲法精義』(有斐閣・1927)、佐々木惣一『日本憲法要論』(訂5版〔金刺芳流堂・1933〕か)を読んだ。「しかし正直いって読めば読むほど帝国憲法はおもしろくない。一方それは国家論への関心——当時、一旦は立命館に移籍したが、再び京大に復帰した黒田覚助教授(1900～1990・政治学・憲法)が憲法〔あるいは政治学か?—引用者〕を講じ、カール・シュミット、ケルロイター、スモンドなどを引き合いに出していた——を刺激したけれども、「その辺より深くは進まなかった」(「憲法と私」法と民主主義117号〔1977〕のちに、沼田『貴重な憲法』〔法律文化社・1977〕収録4～5頁)。

81) 同誌は京都帝大新聞編集委員が滝川事件二周年の記念集会を記事にしようとしたところ、当時新聞部長であった西田直二郎(1886～1964・国史学。戦後、教職追放)により禁じられことから、これに反発して退部し、毎日新聞京都版で週1回「カレッジ・セクション」欄(1頁10段)を担当していた学生ら五人と二六会により、大学

内で刊行すれば大学当局による干渉をまぬがれないことから、学外で編集され、滝川事件三周年に合わせて1936(昭和11)年5月に刊行が開始された雑誌であった(2号以降は、二六会を手を引いた)。出版社は大阪の大同書院、編集人は4号まで三輪勝治(弁護士で、戦後の1953〔昭和28〕から57〔32〕年までの2期4年間、岐阜県大垣市長を務めた)で、発行資金は先輩・知人(高校別同窓会)のあいだを回って集めたという。同誌は、学部ないし全学的に設けられた研究会組織とともに、京都大学学生運動を合法性の枠内で存続させるとの方針のもとに刊行された機関誌であるだけでなく、関西地域での学生運動機関誌の役割をはたすことを願って、京大以外の関西の大学はもとより、さらには関東の大学にも通信員(販売員)がいた。毎号1000ないし1500部印刷されたが、書店販売は少なく、100部も売ればよい方であったという。多くは学生による直接販売で、京大では300部、他大学では20ないし50部程度という実績であった。特高月報・昭和一三年九月分15-20頁には、同誌の個人宛頒布先リスト(住所・氏名)が100名ほど記載されている(岩井・前掲書114頁)。そこには、滝川事件を機に退官した宮本英雄、石本雅夫および大岩誠のほか、労働法学に係わる者として後藤清の名前が見られる(19頁)。同誌は広告収入もあったが、赤字続きで、それを補うために「映画鑑賞会」を二度ほど開催したが、好評であったためにその補填をすることができたという。当初は、滝川事件で免官となった元教授らの寄稿が目だった——創刊号巻頭は佐々木惣一「学生諸君に望む」であり、また瀧川「大学教授の一典型」も掲載——が、しだいに執筆者の範囲は拡大していった。また同誌は、京大学生らによる各種の研究会にその成果の発表する場を提供するという意味もあった(伊藤・前掲『瀧川幸辰』214-217頁)。同誌は、翌年秋まで10冊が刊行された(西田・前掲稿23-27頁および岩井・前掲書104頁以下)。なお同誌刊行の意義については、郡 定也「京都学生文化運動の問題——『学生評論』の場合」同支社大学人文科学研究所〔編〕『戦時下抵抗の研究』第1巻〔みすず書房・1968〕276-323頁を参照。ただしこのような性格をもつ同誌に、沼田の論稿がいかなる経緯で掲載されるにいたったのか。推測するに、同じく四高から京大法学部に進学した岡田格五郎——ただし同人はドイツ語が第一外国語であった文科乙類出身であるから、クラスが違っていた——が二六会メンバーとして本誌の刊行に関与していた(特高外事月報昭和十三年五月分10頁)ことから、沼田の同人との関係が寄稿の機縁となったのではないかと思われる(戦後沼田は、京都で同人と会ったが、30歳代で胸を病んで亡くなったという〔沼田・「若き日の関盛君の倂」同『行人有情』245頁〕)。

「学生評論」以後の京大学生運動については、「西田勲先生聞き書き——昭和社會

運動史の一断面」専修大学社会科学研究所月報256=257合併号(1984)12-25頁および同・前掲「滝川事件とそれ以後の京大学生運動のあらまし」21頁以下でも、語られている。なお二六会が主に法学部に在籍する者らにより構成されていた(本稿〔注53〕参照)。これに対し、学生評論の編集に関与したり、とくにその終刊(1937〔昭和12〕年5月)後の左翼学生運動(「京大ケルン」)の中心は文学部(哲学科・史学科)の学生らを中心に担われていたようである。この点について、小野・前掲書44頁以下は、京都大学では当時レバラルで学生運動により退学させられた者はおらず、停学処分により大学に残っていた。法・経両学部の活動家が「滝川事件以来の残党」であったのに対し、文学部には他学部とは異なり、旧制高校を卒業した者や検定試験合格者は事実上無試験で入学できたことから、高校時代の左翼運動を経験した「いわゆる“傷もの”はほとんど文学部に集まって入学していた」という事情があったと述べている。小野自身も、生年は沼田と同じで、やはり四修で一高に進学しながら、共産党シンパとして「赤旗」配布を手伝い、逮捕・拘留(1933〔昭和8〕年1月-4月末)されて『微罪釈放』となったが、一高は退学処分となり、大学入学資格検定試験をへて1935(昭和10)年4月、希望した経済学部ではなく、文学部史学科に入学した(同前書29-43頁)。野間宏のデビュー作である『暗い絵』(1946)のなかの「永杉英作」のモデルで、学生評論の編集を主導し、「京大ケルン」の中心メンバーで、のちに共産党再建を目論み関西地方で活動した日本共産主義者団に係わる治安維持法(目的遂行罪)違反で逮捕・起訴されたが、起訴事実を認めなかったことから実刑判決を受け、獄死した永島孝雄(1911~1942)も、広島高校で停学処分を受け、無試験で文学部哲学科に入学した者である。これは関西(京都)を中心に刊行された世界文化、学生評論およびリアルな3誌ならびに土曜日(週刊紙)の編集および執筆に関与した者たちがコミンテルン第七回大会の方針にしたがって活動したとして逮捕・起訴された、東京のそれ(1937〔昭和12〕-38〔昭和13〕年・小田中聡樹「人民戦線事件——反戦・反ファシズム勢力への弾圧」我妻崇ほか〔編〕『日本政治裁判史録』昭和・後〔第一法規・1970〕273-328頁参照)と区別されるべき「京都人民戦線事件」(1938年)といわれた弾圧事件の一環であった(伊藤・前掲『瀧川幸辰』218-224頁参照)。この点については、世界文化誌の編集・執筆に携わった和田洋一(1903~1993)の『灰色のユーモア：私の昭和史』(人文書院・2018)——同名の旧著(理論社・1958)と同『私の昭和史——「世界文化」のころ』(小学館・1976)などを併せて刊行された新版——を読むと、特高による取調の状況や永島を含む同じく逮捕・拘留された者たちの様子がコミカル(?)に描かれている。また藤谷俊雄『ファシズムと戦争の時代：青年たちはどう生きたか』上・下(白石書店・1988)も、学

は沼田・23歳となる直前の作品であった)<sup>82)</sup>。同稿は、つぎのような構成をとるものであった<sup>83)</sup>。

#### 第一 緒言

- (一) 法解釈の価値そのものの反省の必要
- (二) 倫理的価値とは何ぞや
- (三) 法解釈に於て価値が問題となる所以

#### 第二 法解釈序説

- (一) 法解釈に於ける問題の所在
- (二) 法解釈に関する今日までの諸説の瞥見
- (三) 我国学界の特殊性 (以上、1巻1号〔1936・5〕)

#### 第三 法解釈一般

- (一) 近代法の解釈、ブルジョア的方法
- (二) 法解釈とは何ぞ、法解釈の真理性に就て
- (三) 法解釈の真理性への限界——価値実現の限界とポリテイツシユなものへの弁証法的統一の必然性

#### 第四 結語

生評論の編集に関与した者(沼田より、学年が1年下)により著された、当時を回想するものである。蛇足ながら、同人は野間・前掲『わが塔はそこに立つ』のなかで主人公「海塚草一」の「一年上級で背が高く頬のそげた国史学専攻の浄土真宗の寺の息子で、K〔高知〕高校出身の史学科の学生」として登場している。

- 82) 「故郷連想」前掲『行人有情』258頁。沼田は同前所で同稿のことを自ら「青年客気の論」と評している。しかし、そこで示された問題関心は戦後も引き継がれ、同人により重ねて論じられた課題であった。また沼田は当時、四高出身の法学部学生による、1号で終わった同人誌「四稜星」に「血讐と刑罰」という題名の論文を発表したが、「その雑誌はとっくに紛失してしまっている」とする(同前所)。
- 83) 同稿は戦後、長谷川正安・藤田勇〔編〕『文献研究・マルクス主義法学(戦前)』(日本評論社・1972)378-397頁に二段組みで収録された。ただしその際には、原型連載稿の冒頭にそれぞれ記載されていた目次が載っていない。その分、それは沼田稿の構成全体を把握するのに不便である。本稿では、原型稿が掲載された『学生評論〔復刻版〕』1(白石書店・1977)を利用した(引用頁数もこれによる)。

(一) 論文に関する簡単な回顧

(二) あるヒロイズム

(以上、1巻2号 [1936・6])

戦前のマルクス主義法学の主要な関心は一般にコミンテルンの「三二年テーゼ」——日本の革命戦略として社会主義革命に先だち、天皇制打倒を当面の課題とする二段階革命を提示した——に基づいて「絶対主義的天皇制」や国家・法の階級性暴露に向けられ、『法の解釈』とその本質を正面からあつかわなかった。これに対し「沼田論文は、〔一般の法律学者とマルクス主義法学者〔と〕の学問交流がほとんど途絶えた1930年代半ばに〕『法の解釈』〔という課題〕をとりあげた貴重な論文として、高く評価しうる」とされている<sup>84)</sup>。

まず沼田は第一「緒言」(一)のなかで自らの課題について、つぎのようにのべている(32-33頁)。

「果して、法解釈学は何等の価値なきものであるか。……かくて、この疑問は、最早私一個のものではなく、自ら〔大学で法律学を学ぶ〕舞台上の法学生諸君に対して自らの解答を迫つて居る生き生きとした問題である／……正にこの法解釈の価値如何が、更に法解釈によりて人生の価値を実

84) 長谷川・藤田〔編〕同前書「文献解題」420頁および松下輝雄「近代日本マルクス主義思想」『近代日本法思想史』(有斐閣・1979)のちに同『マルクス主義法理論の展開』(同・1981)149-151頁参照。なお関連して、森英樹「日本マルクス主義法学の遺産とその継承——理論的総括の試み」季刊科学と思想3号(1972)142-143頁は、戦後マルクス主義法学には、一方は『資本論』第1巻第2章にいう法的関係=意思関係を出発点とするものと、もう一つは『共産党宣言』等を根拠に法的関係を権力関係と把握する傾向があり、これらは戦前の後述するバシュカーニスの成果を批判的に摂取し、法の形態論・論理分析を行なった系譜(加古祐二郎・川島武宜・山中康雄)と、むしろ法の本質論、法の歴史的分析を行なった系譜(平野義太郎・鈴木安蔵・風早八十二)の違いに由来するものであると指摘している。それはまた、一方が国家権力の直接的弾圧にさらされた革命運動の「実践」のなかで形成されたのに対し、他方はアカデミズムの世界で政治動向とは切り離された環境のなかで孤立的になされたという「社会環境」の違いが投影されていたのかもしれない(同・前掲「法哲学とマルクス主義」133-134頁参照)。

現する為めの態度又は方法如何が私の問題であり、そして我々の問題であらねばならない」<sup>85)</sup>。

法学徒の主たる任務は実用法学としての法解釈であるが、それをめぐっては複数の見解が対立することもしばしばみられる。そのような事態を目の当たりにしたとき、はたして客観的に正当な法解釈などというものがありえるのか。沼田の問題関心は、このような懐疑に発するものであろう。そこで沼田は、同(二)でこのような課題が個人の主観的価値にとどまらず「客観的価値如何」を問うことであり、そこでは「価値とイデオロギーとの聯関」が問題となるとする。沼田の法理論にとって「イデオロギー論」は鍵概念<sup>キー・コンセプト</sup>である。しかし加古の場合と同じく、沼田においても、それは多義的で、その内容を理解することは必ずしも、容易ではない<sup>86)</sup>。しかし同所では、まず「イデオロギーとは、人間社会の経済的(決定的には生産的)諸関係に規定された上部構造であり、又それ故に超個人的・歴史的〔な〕複雑な構造を有する社会的意識形態である」

85) 同様の問いかけは、14年後の戦後1950年(昭和25)年にふたたび発せられた。すなわち沼田にとっては、学位論文(法学博士〔立命館大学〕)となった『労働法論序説』(勁草書房・1950)——末川および浅井清信の招聘により立命館大学に法哲学担当専任教員として赴任する間に、その話が頓挫し、またレッド・パージにより、夕刊京都新聞を退職せざるをえなくなり、職安に通う以外は時間的余裕ができたことから一気に執筆したという(沼田『同著作集』第2巻〔労働旬報社・1976〕[著者解題]369-371頁および浅井清信「加古法学と沼田法学」沼田『同著作集』第1巻〔同前〕月報1-2頁)——の「はしがき」の冒頭で、つぎのようにのべている(3頁)。

「法学は果して生涯を捧げるに足る学問なのであろうか。この疑は一応解き得たと思う瞬間、また心の底からしびやかに起って来て仕方がない。……唯物史観に立つと、何か法は他愛もなく判りきったイデオロギー的存在だと考えてみたくなる。法を解釈することよりも法を止揚することこそ真実の課題だと自覚するからである。だが、こう観じててもやはり一刻も法をはなれた世界に移り住むことは出来ない。法の止揚も亦法の中でやらねばならないのである」。

86) 沼田自身が法イデオロギー論として論じたものには、『労働基本権論』(勁草書房・1969)の序章「労働法学におけるイデオロギー批判の重要性」1-33頁および「法のイデオロギー論」法学セミナー169号(1970・のちに片岡昇〔編〕『現代法講義』〔日本評論社・1970〕211-263頁に収録)がある。



(34頁)と把握する。ついで、このことを踏まえて沼田はつぎのように主張する。すなわち「意識形態としてのイデオロギーの真理性(必然性)は生産諸関係に於て歴史的優位性を有する所の即ちその主観的利害が同時に社会其者の客観的利害である所の『客観的存在に於ける主体を媒介とする実践的模写として規定されるとき』『保有』される」(35頁)。ここで真理とは必然と言い換えられている。また「模写」論とは戦前来いわれた、人の認識のあり方であることから意識形態のあり様として理解できる。そのあと「即ち」としてイデオロギーを規定する生産諸関係の「弁証法的必然性」に対し、「何等かの反対の主観的利害を有するもの」(個人ではなく、階級としてのブルジョワジーないし資本家)は「歴史的に過去性」をもつがゆえに、そのイデオロギーは「実践的明証を有し得ざるものであるが故に、虚偽性を有」すると続ける。しかし私には、なぜそのようにいえるのか、その意味を十分に理解することはできなかった<sup>87)</sup>。ついで沼田は「論理的価値と倫理的価値の関係」に進み、「倫理的価値はイデオロギーの論理的価値によつて決定」される(36頁)として、「真理性を有するイデオロギー即ち歴史的優位性をもつ階級のイデオロギーが、規範的意思的別面に於て現はるる場合、それに従つて社会的行為を行つた場合に於て人生の価値が実現せられると見らるべきものであろう。そして、かかる倫理を認識しながら自覚的に行為するならば、その時は、彼は必然を超えて自由であり、必然的なものに規定せられながらも自由なる自我を実現して行く」(同前)とした。これは、自由と必然との関係に関する課題として歴史発展の法則性を受容し、

---

87) 片岡『現代労働法の理論』(日本評論社・1967)174-177頁は、イデオロギーが上部構造であるのみならず、社会の歴史的必然性を正しく反映しない「虚偽意識」でもあるとする。(1)それはイデオロギーが一定の歴史的社会的存在としての独自性を保持するがゆえに、運動し、変化する歴史社会の現実から遊離するところに根拠がある。これに対し(2)イデオロギーが「社会の歴史的運動の現実的必然性」に立脚し、これを反映するとき「真理」となる。そして(3)イデオロギーの虚偽性が重要視されるのは、それが虚偽であるにもかかわらず、真理として意識され、現実化する点にある。要するに「イデオロギーの諸形態は階級対立の表現」であると述べている。



それに身を委ねることにより、人は自由を獲得できるとの戦後もよくいわれたことである。そして沼田は第一「緒言」を(四)で結論としてつぎのようにのべて結んでいる(37頁・下線は引用者)。

「我々が法の解釈をなす場合、それによつて人生の価値を実現せんとするならば、常に解釈の真理性を洞見しなければならない、即ちその為には歴史的優位性を有する階級のイデオロギーを持たねばならないのである。我々はそれ故、自らかかるクラツセの立場に於て実践的生活を送らねばならないであろう。〔そうすることにより〕かくて彼は豊かな価値を彼の人生に見出すであろう」。

沼田がいう法解釈の真理性、「客観的な正しさ」を実現するための「歴史的優位性」、つまり封建社会から資本制社会への移行が市民階級によりなされたように、資本制社会から社会主義をへて共産主義社会への発展における労働者階級の「立場」による「実践的生活」を送るとは、いったいいかなることを意味するのだろうか。今日とは異なり、同世代のなかで大学に進学した者が1割にも満たなかった当時の法学徒にとっては、はたして何をなすべきであったのであろうか。

つぎの第二「法解釈序説」では、近代市民社会の展開過程のなかでの制定法解釈の歴史的変遷を扱っている。すなわち、沼田は(二)「法解釈に関する今日までの諸説の瞥見」でこれを「三つの型」として説明している<sup>88)</sup>。まず「所謂流通資本主義時代の専制的前立憲的政治機構の法的反映としての立法者意思探究説、産業資本主義時代の……議会主義的民主的政治機構の法的反映としての概念法学、及高度資本主義時代の集権的団体主義的政治機構の反映としての社会意識的又は民族意識説」の三類型である。立法者意思探究説について、沼田は「これは宛も下部構造——(政治機構をも含めて)が未だ市民社会としての階級社会にまで成熟して居なかつたのに照応する関係にある」と評している(39頁)。しかし、このような立法者意思探究説は産業資本の勃興、市民社会

88) ただし長谷川・藤田〔編〕同前書「文献解題」420頁は、「論証がないのでどれだ  
け客観性のある分類かは問題だ」としている。

の拡大発展、市民階級の台頭、そして市民階級の勝利とともに、その市民的イデオロギーとしての自由と平等、合理主義とともに、次第に後退し、普遍的な立法意思の構造も近代法的な性格を帯びるにいたった。ルソーの主権論における一般意思論がその基本的あり方を説明するものであった。「主権者は決して現実的な個人ではなく、『これを受動的には国家Etatと呼び、能動的には主権者と呼ぶ』ところの抽象的なものである」。そこでは「法律とは国民全体に命令するときのみ法律であり、それは『意思の一般性と意思の対象とを兼備してゐるもの』であつて、『如何なる人にしろ、或人が独断で命令するものは断じて法律ではない。』と考へるのである」。それゆえにそこでは「一般意思を実現して居る所の——成文の制定法——を忠実に解釈する事こそ市民全体の意思を実現するものである」と理解された(40-41頁)。そして帝国主義段階にいたったとき、独占が自由競争に代わり、資本の輸出や世界市場の分割から、国家権力と独占資本が結合し、国家が全面的に押し出されるにいたる。そこでは「国家の宛も実質的基柢をなして居るかの如くに社会意識又は民族精神が強調され、法的イデオロギーとしては社会の法的確信又は民族の法的確信と云う事が生起して来た」(41頁)<sup>89)</sup>。

こうして法解釈の歴史的展開とその意識形態(イデオロギー)について論じたあと、沼田は(下)に移り、第三「法解釈一般」で、法解釈とは法一般ではなく近代法に関するそれだ<sup>90)</sup>として、再び歴史学派や自由法論に言及したあと、論稿タイトルでもある「法の解釈とは何を意味し、それが如何なる場合に真理性を持つのであるか」(36頁)と問題提起している。

すなわち沼田にいわせれば、法解釈とは一般的には「成文法典その他の材料から法的規範を見出す事」であり、「法規範とは対立的利害を持つ個々人の意思を規律する所の国家の客観的団体規則であり、「かかる近代法の客観性は

89) なお第二における続く(三)「我国学界の特殊性」43-46頁は、紹介を省略する。

90) 沼田は第三(一)冒頭で、市民社会では「私有財産を経とし、商品流通を緯とする近代資本主義機構の法イデオロギーとしての抽象的平等性を有する法的主体を経とし、均等的法関係を緯とする近代法の解釈と云う事が重点であつた」(34頁)との比喩的表現をもって法解釈の意義を説明していた。

近代市民階級のイデオロギーとしての主観性によつて支へられて居る」。そして法典には自ずと立法意思が存在しながらも、それは「或る枠を定めるに過ぎない」から、その意義理解には複数の解釈可能性がある(36頁)。そうであるならば「一定の材料から可能なる幾つかの解釈——法規範の認識——が導き得られるとするならば、その選ぶべき標準となるものは何であろうか」(37頁)。沼田は、このように課題を設定した。そして、この点について沼田は「法の存立の基礎」——美濃部達吉『法の本質』(日本評論社・1935)<sup>91)</sup>における表現(概念)——を洞察しなければならないと応えている。それは『法が如何にして法たり得るか、法が法たる所以の根拠は何に在るかの問題』すなわち「法規範の強制力の実質的支持者の問題、法規範は如何なる理由で強制されて居るかの問題として理解される所のものである」(37頁)。これに対する沼田の応答は法的確信という法イデオロギーに直接結びつくものに求めたり、反対に理想や理念などの規範的イデオロギーを通して間接に法イデオロギーに結びつけようとしても、そのような社会意識のなかに法の存立の基礎を求めても、それは「現象の一面的考察」にすぎないとする(38-39頁)。ここでいわれているのは、美濃部への批判であろう<sup>92)</sup>。すなわち「法の存立の基礎は国家権力を通してあら

91) 本稿には、引照文献が一切示されていない。それは、参照文献いかんが刑事弾圧の誘因となることを回避するためであったのではないかと推測する。唯一の例外が美濃部達吉論文集第二巻である本書であった。沼田は前年の夏(1935〔昭和10〕年7月)に刊行された同書——その表題からして沼田の関心をひくものである——を入手し、読了していたということになる。同書は戦後、何度か復刊されているが、1948(昭和23)年秋の「法学叢書」版の「序」1頁に、いずれの箇所がそれに該当するか不明であるが、「発行後間もなく公安を害するものとして発売頒布を禁止せられた」と記されている(正確には、刊行の翌年である1936〔昭和11〕年4月であった〔宮沢俊義『天皇機関説事件——史料は語る』上(有斐閣・1970)312頁])。

92) 美濃部の「法が何に依つて法たり得るのか基礎づけ」如何(同前『法の本質』83頁)との課題への応答は、結論的に人の社会的心理を重視して、法をつぎのように概念定義している(同前書173頁)。

「法は社会心理に於いて或は權威の定に因り或は事實的慣習の力に因り或は理性の判断に因り或は比等の結合に因り社会生活に於ける人類の意思及利益の強要的

はれる社会勢力の実力を終局的なものとする」けれども、近代法規範は「従法〔「遵法」と同義か—引用者〕意思を契機とする」イデオロギー的仮面に覆われている。かくて法解釈をめぐる対立はブルジョアの法意識によるものと、プロレタリア的意識によるものとが対立的に存在する。こうして沼田は再度くりかえす(40頁)。

「そのイデオロギーが真理性を有する所の後者による解釈が従つて又真理性を有して来るのであり、かかる解釈を取るべきだと云う意思の論理が正に法解釈の倫理的価値を決定するものである。従つて、もし法解釈の態度を一言で云うならば、歴史的優位性を有するクラツセの法イデオロギーによつて解釈せよと云う事にならう」。

要するに、これは唯物史観(発展法則史観)に基づいたとき、労働者階級の歴史的優位性が確認されるということなのであろうか。ついで沼田は(三)で「法解釈の真理性への限界」について論及した。まず法解釈が「ある材料」を基礎とするかぎり、立法意思を完全に否定しきすることはできないという。近代法における立法意思は「時代の支配的イデオロギー」によるものであろう。それゆえに「材料から如何なる法規範を見つけるべきかと云う事は近代市民法そのものを止揚する事の真理性に至り得ない」という限界がある。それゆえに沼田は「資本主義社会の実力的止揚への運動」に一方で規定されるとともに、他方では働きかけるイデオロギーの重要性を顧みながら、それに参加することにより「倫理的価値の完全な実現」をはたすことができるとする。こうして革命運動へ関与することの必然性を主張した<sup>93)</sup>。そして最後に法解釈者の倫理的価値を

---

規律として意識せらるるものである」。

ただし美濃部は、このような定義をかかげながらも、それが妥当するためには、13にもわたる注意点をあげている(同前書174-176頁)。なお加古が本書について書評の筆をとっている(「紹介/美濃部博士『法の本質』を讀みて」法律時報7巻10号[1935]53-56頁)を付記しておく。

- 93) 沼田・「労働法における法解釈の問題」季刊法律学10号(1956)のちに長谷川正安[編]『法解釈学の方法』法学文献選集第1巻(学陽書房・1972)98頁は、「法の妥当する社会の法形成的機能をも含んだ一定段階における現実に即して法の規範的意味をと

実現する「真理性を有する法的意識は如何にして生ずるか」(40-41頁)。沼田は三度<sup>みたび</sup>いう(42頁)。

「歴史的優位に立つクラッセの生活から生じたイデオロギーの諸部門(社会的実践の成果)を学びつつ、又一面その個人的実践を通して実証していく事によつて生じえる」。

上記のような論稿を発表したあとの同年6月か7月の初めであろうか、沼田は同前稿を読んだ加古の居宅を訪れ、書齋に招じられて、3時間近く「学問や学者・学界の話」をしたという<sup>94)</sup>。そのあと、加古は8月、京都帝大附属病院に肺結核で入院し、1年後の1937(昭和12)年7月20日同病院で永眠した<sup>95)</sup>。

らえる」ことの「真理(客観的に正しいもの)であるかどうか」について、つぎのようにのべている。

「歴史的必然性を正しく洞察し、その必然的な方向を主体的に打出してゆく優越的な歴史的主体の歴史的前進に最高の価値を見出し……、一定の段階における歴史的主体の実践的関心に即して価値体系を展開してゆくことが、正しい価値観による正しい価値体系を樹立する所以であることは客観的に明らかであろう」。

このように、立法論や法解釈について『歴史の進歩の方向性』というような大梯尺の尺度により「頭ごなしの断定を下すことこそ、危険」であるとする尾高朝雄(「法の解釈」法哲学年報〔1954〕33頁)とは対照的に、沼田はあえて「価値観なり価値体系なりの真理性……は歴史の進歩の方向といった大梯尺ではかることができる」と応答している。戦前のみならず、1950年代中頃当時は、このように主張することに一定の説得力があったということであろうか。

94) 沼田・前掲「加古先生の風格と法思想」『行人有情』270頁および前掲「滝川事件後の法哲学研究会」105頁。なお沼田は「レーニン〔の肖像〕像〔写真〕のかかった書齋は先生の秘密の室だったにちがいない」とのべている(同前所)。

95) 恒藤・前掲稿315頁。加古の旧蔵書は立命館大学に寄贈され、同図書館に「加古文庫」として所蔵されている。同「文庫」の目録は『加古文庫のしおり』(立命館大学・1942)にある(和書514冊・洋書768冊)。これらの書籍は加古の京都市北白川小倉町の寓居「二階の書齋と次の部屋とに置かれ……肅然とならんでゐ」た(恒藤恭)という。同前『しおり』の冒頭には、加古の遺影とともに主な書齋の様子を写した写真が掲載されている(併せて、大正12年から昭和11年にかけて、加古が詠んだ和歌1115首のなかから選ばれた31首の「遺詠抄」も収録)。

したがってそのような加古との語らいの時間は沼田にとって、貴重かつ忘れたい機会となったであろう。このような沼田の問題意識は、戦後労働法学のなかで新たに追究されることになる<sup>96)</sup>。

#### 4 短い大学院生活と労働法学方法論の提示

大学3年ではなく、無期停学処分をうけたことから京都帝大法学部に4年間在籍して——沼田はしばしば言及した——、沼田は1938(昭和13)年3月学士試験に合格して同学部を卒業した<sup>97)</sup>。そして翌4月からは石田文次郎(1892～1979・民法)を指導教官として、社会法を専攻すべく大学院<sup>98)</sup>へと進み、「特選給費生」<sup>99)</sup>に選ばれた。ただし、その経緯は不明である。石田は滝川事件当時、

96) 「立場」の互換性を前提とする市民法領域の当事者とは異なり、本来的に対立する社会集団の規範意識を前提とする労働法の世界において、法解釈の真理性、すなわち『法の客観的に正しい唯一の解釈』はあるのかという問題提起とこれに対する沼田の応接は、戦後前掲『労働法論序説』第四章や本稿・上記(注90)で引用した前掲「労働法における法解釈の問題」で詳述されることになる。

97) 京都帝国大学〔編〕『京都帝国大学一覽』(国会図書館デジタル化)自昭和一二年至昭和一三年(1938)「卒業生姓名」484頁に沼田の名前が掲載されている。

98) 当時、大学院は「在学期間ヲ一年以上ト」(京都帝国大学通則46条)し、「学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ……当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可」される(同前44条)こととなっていた。

99) 大学院特選給費学生とは「大学院学生中学力操行優秀ナル者ヨリ之ヲ選抜シ研究料ヲ免除シ且学資を給与」される(同前58条)者で、期間は原則1年(同60条)とされていた(同前書74-75頁)。「大学院研究料」は、当時1年百円で、3期に分けて支払うものとなっていた(同前53条)。なお1938(昭和13)年3月31日現在で、法学部に所属する大学院生112名中、特選給費生は3名であった(前掲『京都帝国大学一覽』自昭和一二年至昭和一三年341-346頁)。次年度の同書(1939)334-336頁によれば、111名(1939〔昭和14〕年3月31日現在)中1人であった。治安維持法違反容疑(目的遂行罪)により逮捕され、無期停学処分を受けていても、沼田が「学力」の点は問題なかったであろうが、「操行優秀ナル者」とされたのは、大学内における人物評価は国家によるそれとは自ずと異なるということなのでであろう。同前書335頁に沼田の名前も掲載されているが、すでに応召しているためか、名簿上、沼田の名

東北帝大で教鞭をとっていたが、末川博が抗議して退官したことから、その穴を埋めるべく母校・京都帝大の民法講座を担当するために1934（昭和9）年3月31日に東北帝大法学部より着任した<sup>100</sup>。当時は、民法のみならず、社会学講座も担当していたということであろうか。沼田は「法律学の徒弟修業みたいなものは、大学の四年生というか、留年のころに自分で多少やっておったという以外にはやっていない」とのべている<sup>101</sup>。翌年1月には臨時召集され、富山三十五連隊に入隊することになることから、沼田にとって1年にも満たない、短い大学院生活であった<sup>102</sup>。

（1） 1938（昭和13）年8月2日付けの石田宛書簡にみる沼田の関心の所在  
「大学時代の最後の年〔1年留年しているので、4年目ということであろうか—引用者〕ぐらいから私はとくに労働法にとりかかる」<sup>103</sup>。翌38（昭和13）

前に特選給費生を示すマル印は付されていない。

100) 三高から京都帝大法学部に進んだ石田の法学研究は、ギールケの団体法の検討からはじまった。その後、日本が1931（昭和6）年9月の柳条湖事変、それに続く満洲国建国以降の準戦時体制（非常時）において、同人はナチス協同体思想への共感を示し、1937（昭和12）年7月の盧溝橋事変＝支那事変から泥沼の日中戦争と突き進むなかで、国家総動員法（1938〔昭和13〕年制定）体制を積極的に擁護する議論を展開していった（前掲・拙著335-338頁）。ただしそれは、石田に限ったものではなく、民法学を含む法律学全般にみられたものであった。石田は日本が無条件降伏した翌年（1946〔昭和21〕年）3月、法学部の人事配置を滝川事件以前に復すとの方針のもと、同事件に際し、残留・復帰した者のみならず、自身をふくむ新たに京都帝大に赴任した多くの者と同じく、「その願により」退官し、その後教職に就くことなく弁護士を開業した（林良平「石田文次郎先生を偲んで」有信会誌22巻〔1980〕76-77頁）。

101) 沼田『私の法律学』はどのように生成したか」184頁。

102) その間、沼田は兄が満洲国の首都「新京」（長春）に勤務していたことから、中国大陸に渡り、ハルビンや熱河の遺跡群を訪れたようだ（前掲『行人有情』258頁〔ただし委細不明〕）。

103) 沼田「私の法社会学——わが法的関心の法社会的反省」同『民主主義法学と学者像』233-235頁。



年度わずか9か月にすぎなかった大学院時代の沼田の関心がいかなるものにあったのかを知る資料が同年8月2日付けの石田文次郎宛書簡である。これは沼田の死後、遺族により公開されたものである<sup>104)</sup>。内容は沼田が自らの研究「テーマの概略」としてまとめ、指導教官である石田に提示したものであった。それは書簡中、アルファベットの(a)から(f)までの6か条にまとめられている(最後は[g]となっているが、これについては、省略)。私が沼田のいわんとすることを要約・説明するよりも、原文のままの方が内容把握の困難性もより少なく、また論調も明らかになろうと思われるので、長文となるが、不要と思われる箇所を一部省略して、以下に引用する。

(a) 「資本主義社会の特徴的な事態はW—G—W´の過程の中にG—W—G´が実現せられると言う事は……大切だと思ひます。所で、W—G—W´の過程、つまり、交換によって、具体的労働が抽象的労働〔に〕一般化〔され〕、更にそれが社会的労働の形態に還元される歴史的必然過程に照応して、人間の社会的関係が、その特殊性又は独自性を没却し、所謂「物化」します。人間が本来具体的な存在であるのに〔もかかわらず〕、それが歴史〔的に〕人として存在するが故に歴史的制約をうけて、抽象的一面をしか顕は〔に〕しない事は人間存在の根源的事実であろう……。然るに、かゝる物化した人間が今度は商品の担い手として現はれ、こゝに自由・平等なる商品所有者と云う〔類〕型的性格に於て〔他者と〕交渉する〔。〕その云は、『物の人格化』の過程の法的反映として、der Mensch im Recht〔法的人間像〕の抽象性が把えられねばならないと言う事が、多少忘れられ勝ちなやうに思はれます」。

(b) 「次にG—W—G´の過程、〔すなわち〕経済的には価値増殖過程が、一般的流行程たるW—G—W´を原理的歴史的に媒介としながら実現せられることによって、そこに労働と資本との基本的矛盾を生じさせる。

「資本主義社会を、W—G—W´とG—W—G´との統一に於て根本的に

---

104) 沼田「石田文次郎博士宛／昭和一三年八月二日／高岡桜馬場の自宅より」労働法律旬報1413号(1997)40-42頁。

把へる立場は、必然的に、その社会の根本的矛盾を賃労働と資本との間に見出さねばならない」。

(c)「資本主義社会が、G—W—G'を内在せしめる限り、その誕生と共に〔そこには〕社会法特に労働法の萌芽はありますが、それが市民法に対して、自己の独自の領域とその法的自覚とを顕はしたのは、資本主義の自己矛盾が激<sup>(ママ)</sup>げしく意識されてきてから」である。「かゝる社会法特に労働法は、宛も市民法が、自由権思想を自己の原理として居る如く、生存権思想を原理として居るものと思はれます。勿論、私の生存権の概念は……歴史的社会的に制約された生活欲望を満足する生活への要望が、『人間たること』及『賃労働者たること』の二重の正当性に根拠付けられて居る事を典型的とする、イデオロギーであります」。……「利潤が、利子・地代と共に剰余価値の分け前であるとするならば、労働日の短縮、賃銀の引上げ、労働強度の緩和が、利潤の減少の方向に作用する……。而も、利潤の減少は、資本主義社会に於て、資本家同士の競争に於て敗北に導くことも疑ひないと思われまふ。こゝに、資本家は如何なる好人物も、資本家の貪欲の人格化として、賃労働の人格化たる賃労働者に鋭く対立しなければならない歴史の運命劇があるのではないでせうか。自由権のマスク〔仮面〕と生存権のマスク〔仮面〕がこの場合に何と凄惨なコントラストをなすことでありませう。この舞台に於て定められた実定的法律、それが社会法特に労働法でありませうか。かかる意味に於て、社会法特に労働法を生存権の思想から見る観点も成り立つと信じます」。

(d)「社会法、特に労働法は然し依然として資本主義的生産関係を前提として居ります。そこではやはりW—G—W'の行程が一般的であり、人間の関係が商品の関係に埋没し、具体的労働の抽象的労働一般への還元が行はれて居る限り、人間の物化と物の人格化の所謂商品のFetichismus〔物神性〕の二つの契機が観取せられねばなりません。こゝに、労働法の機能的限界および形態的限界を見出す次第であります。そして、W—G—W'を内包して居る限り、資本家的労働法として、政治的限界を見出し得ると思ひます。その根源たる生存権も亦かゝる社会を前提としての一つの

Polemischel Begriff〔論争的概念〕である限り、自由権の抽象的疎外性の反省的自覚的契機としての考へられると思はれます」。

「以上に申しました、生存権の概念は、社会法特に労働法の一分野をなすもの盡きるのではなく、却て、その根底をなす思想として、云はゞ、根源的概念形態としての生存権概念でありました。次に……実定的生存権に」についてのべる。

(e) 「私は (c) に於て、生存権の要望に動かされて定められたる実定的法律を一応社会法特に労働法であると申しましたが、……成文規定 (大部分特別法であります) のみが、社会法秩序の唯一の表現ではなく、唯、その主要なる表現形式である [ことはいうまでもない。] ……実定的な社会法秩序は、その表現形式として成文法のほかに慣習、判例、条理などがありますが、宛も、市民法の基礎観念が自由権であった如くに、こゝでは生存権がその役割をつとめて居ると思はれます。([ただし] しばらく、経済法と称せられる分野については除外して考へて居る次第であります。……)」。

(f) 「さて、資本主義社会の根本的矛盾が資本と賃労働との矛盾であることを思へば、そこに生ずる典型的な関係を鍵にして、到て生存権更に社会法の真の本質を認識することが出来ると思はれます。蓋し、典型的な具体的形象に於てこそ、普遍的・原理的なものが最も顕はに見出しえるからであります。……ここに、私は具体的なテーマとして『労働組合法』と言う、可成り古いが、根源的に問われたことのない課題、今日、高度資本主義時代の労働の統制その他統制経済が新らしく迫って来るとき労働者が、その利害を直ちに政府の利害に解消し盡すことの出来ない限り、又、個々の資本家との関係に於ても、その生存権に根ざす……問題などが労働者の団結を必要とする限り、その団結の組織や機能を研究することは必ずしも一笑に付されるべきことではあるまいと存じます。大体、一般に労働者を法的な人格者として観る場合、組織的労働者こそ、歴史的主体としての性格を顕著に担うものとして、生存権に於ても優越な意味で課題をもつのであると思ひます」。

では、上記のような指導教官への私信のなかで、示された沼田の労働法学構想をいかに理解すべきであろうか<sup>105)</sup>。その記述内容は抽象的かつ断片的なものである。残念ながら私には、それを十全に読み解く能力はない。そこで以下、備忘録的に気づいたことを記しておきたい。

(a) について

まず沼田は「資本主義社会の特徴的な事態はW—G—W'〔商品流通〕の過程の中にG—W—G'〔価値増殖の過程〕が実現せられると言う事は……大切だ」とのべている。これは唯物史観における基本理解であろう。そして、この部分がパシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』に関する加古「社会定型としての法的主体について」(法学論叢29巻1・2号〔1933〕)「近代法の形態性——法の本質的把握への一通路として」(法と経済1巻5号〔1934〕)などに示された理解を前提としたものであることは、明らかであろう<sup>106)</sup>。ここで示された「人格の物化」「物の人格化」に関する記述は、周知のように戦後「労働法原理の論理的構造」という副題の付された『労働法論序説』(勁草書房・1950)における冒頭第一章「近代法と近代法的法意識」において詳述されることになる。そして、また《der Mensch im Recht》という表現は、いうまでも

105) ここに「戦後労働法学」の「出発点」を見出すことになるのが、それをいかに捉えるべきかについては、論者によって自ずと内容は異なるものとなろう。たとえば 梶井常喜「『戦後労働法学』とその見直しの視点」5労働法律旬報1455号(1999)9頁は、日中戦争が勃発した翌年の夏「大学院学生の、マルクシズムの資本主義的労働関係モデルに基づく思索、いわば“頭脳”の所産」が敗戦直後の時代状況にあてはめられることにより「戦後労働法学」の「『生存権・団結権優位』の労働法理論」となったとしている。これに対し深谷信夫「沼田労働法学の『人間の尊厳』論への軌跡」同前1951+52号(2020)56-57頁は、最終的に「人間の尊厳論」に到達した沼田の生存権理解の起点を、同書簡に見出している。

106) 加古とパシュカーニス——具体的には『法の一般理論とマルクス主義』のみ——とのあいだの学的「交流」「交錯」については、藤田勇「加古祐二郎の法哲学とパシュカーニス理論——両者の『交渉』の時代史的考察」大橋ほか〔編〕前掲書2頁以下を参照。

なく、ラートブルフGustav Radbruch(1878-1949)による同名のハイデルベルグ大学正教授就任演説(1926・同著作集第5巻『法における人間』〔東京大学出版会・1962〕1-26頁)を連想させる。すなわち同人は市民法における人間について、中世の協同体的拘束から解放された「利潤追求と打算に終始する商人像」(前掲邦訳6頁)として描かれるとした<sup>107)</sup>。これに対し20世紀の「新しい人間像は、……生活に密接した類型であって……社会の中なる人間、すなわち、集合人(kollektivmensch)」である(同前11頁)という。一方ジンツハイマーHugo Sinzheimer(1875-1945/Das Problem des Menschen im Recht/清正寛〔訳〕「法における人間の問題」九州工大報告人文・社会科学15号〔1967〕34頁・原文は1933年発表)は「類としての人間」と呼んでいる<sup>108)</sup>。労働法における人間とは、抽象的な「人」(民法3条)ではなく、現実的・具体的に「労働者」であり、「使用者」である(労基法9、10条、労組法3条、労契法2条

107) この点については、大橋智之輔「法哲学における『市民』の問題」井上茂・矢崎光圀〔編〕『法哲学講義』(青林書院・1970)156-178頁を参照。近代市民法における法的人間像には、二つの側面があろう。イエーリングRudolf von Jhering(1818-1892)の『権利のための闘争』(〔村上淳一〔訳〕岩波文庫・1982〕原著は1872年刊)は、シェークスピアの戯曲『ベニスの商人』(初演は1605年)を取り上げて、従来虐げられ、ベニスの市民から蔑まれていたユダヤ人の高利貸しのシャイロックであっても、他の人びとと同じく、ベニスの法に基づく証文をもって、自らの権利の実現——貿易船が難破して借金を返済できなくなった貿易商アントニオの胸の肉1ポンドをえること——を堂々と主張することができたと指摘している。すなわち「市民社会は決して、我利我利亡者の『万人に対する万人の闘争』という・地獄絵巻の修羅場であったわけではない。むしろ各個人がベルゾンとして、自己自身の生活をこの自由な社会で獲得してゆくためには、かえって他者の自由な人格と特殊性を相互的に認承し尊重せねばならぬ」ものであった(小林直樹「生存権理念の展望」法哲学四季報4号〔1949〕のちに同『憲法の構成原理』〔東京大学出版会・1961〕312頁)ことに留意したい。

108) これはマルクス(「ユダヤ人問題によせて」『経済学・哲学草稿』)のいう人間が「類的生活」「類的存在」であることを念頭においているのであろうか。すなわち人間とは労働を通じて、自然に対し働きかけ、また他者との共同生活を実現する。なお加古「法的主体より見たる社会法」〔1936・『近代法の基礎構造』281頁以下〕は、主に後者の読解を通じて、その意義と限界を論じるものである。

参照)。労働法は、労働力を使用者の処分に委ね、その対価をえて、自らおよび家族の生活を実現し、また労働条件や待遇改善のために、労働組合を結成して使用者との広義の団体交渉をし、ときには公権力に抗議の声をあげる「集団としての人間」に着目したことに特徴がある。換言すれば、民法が人間に、その意思に基づく経済活動の自由のみを保障したのに対し、労働法では、人が「労働者」としての具体的な社会生活を実現すべき手立てにも関心を向けた<sup>109)</sup>。

(b) について

ついで沼田は「G—W—G´の過程、経済的には価値増殖過程が、一般的流通過程たるW—G—W´を原理的歴史的に媒介としながら実現せられることによって、そこに労働と資本との基本的矛盾を生」じさせるとする。この部分は(a)でW—G—W´を主語として語らせたことを、反対にG—W—G´を主体としてのべているのであろうか。続けて沼田は「W—G—W´とG—W—G´との統一に於て根本的に把へる」と言っている。これは既述のように「社会定型としての法的主体」および「近代法の形態性」などに示された加古の理解に基礎をおくものと思われる。ただしこの点について、森英樹(1942～2020・憲法)が加古の『資本論』理解には、誤解が見られると指摘している<sup>110)</sup>。要約すれば、(1)加古は「価値形成過程と価値増殖過程の弁証法的統一」とのべている。しかし「『価値形成過程と価値増殖過程とを比べてみれば、価値増殖過程は、ある一点を超えて延長された価値形成過程』(マルクス／岡崎次郎〔訳〕『資本論』マル・エン全集23巻第1分冊〔大月書店・1965〕256頁)であるから、両者は対立物の統一ではなく、単なる量的関係にすぎない」。つぎに(2)加古は「W—G—W´とG—W—G´との統一」を力説している。しかし『資本論』で問題としているのは、W—G—WとG—W—G´である。前者が「商品流通

109) これについては、片岡昇「労働法における人間」季刊労働法48号(1963)のちに同『労働法の基礎理論』(日本評論社・1974)1-36頁収録を参照。

110) この点については、森・前掲「加古祐二郎の法理論」71-72頁、同・前掲「加古祐二郎」420-422頁および同・前掲「法哲学とマルクス主義」152-153頁(注2)が詳細に説明している。また田中・前掲論文52頁も同旨のことを指摘している。

の直接的形態」(同前書192頁)であるのに対し、 $G-W-G'$ (価値増殖過程)であり、両者は論理的に別次元のことであることから「弁証法的統一」などありえない。そして(3)加古の「 $W-G-W' =$  価値形成過程、 $G-W-G' =$  価値増殖過程」という定式化は「生産過程と流過程の混同以外のなものでもない」。そのような加古の『資本論』誤読は、沼田により引き継がれたということになるのだろうか。しかし、そのような指摘はいわば揚げ足取りのようなものにも思える。確かに森が指摘するように、『資本論』では「 $W-G-W$ 」と表わされ、貨幣を媒介にして入手した別の商品という意味での「 $W'$ 」=ハイフンがふされたWareとは表記されていない。また価値形成、価値増殖のいずれも、対立するのは労働過程である。しかし沼田もいうように、加古がいわんとしたのは、資本制商品生産関係における価値増殖が流過程を媒介して実現されるということであつたのであろう<sup>111)</sup>。

つぎに、このような『資本論』第一巻冒頭の価値形態論を基礎とした議論は、すでに津曲蔵之丞が『労働法原理』(改造社・1932)第四章「労働法の基本関係」第1節「単純労働関係」で労働の従属性を説明する際になされていた。

「此〔商品交換〕社会に於ては必然的に間接労働連結に基く労働関係が主体的となる。而もこの間接労働関係こそ近世の法的関係の基底である」(100頁)。このような間接労働関係は貨幣の発生にともなつて $W$ (商品) —  $W'$ (違った商品) から $W$ (商品) —  $G$ (貨幣) —  $W'$ (違った商品)へと発展する。すなわち、そこでは人は商品所有者として現われ、他人と商品を交換して得た貨幣で自己の必要な商品を購入する。同人はこの行程を繰り返すことにより生活を営んでいく。「斯る商品生産者による商品交換は社会全体からみれば商品流通として現出する、而も斯る社会の連結は無数なる人間労働が社会的に連結されその総体性の上に具体的労働の区別を捨象した人間労働と云う一面を現実の有することに依つて取り結ばれているので

111) 藤田・前掲論文22-23頁(注7)は、そのような「誤用」により加古がいわんとしたのは資本主義的商品生産における流過程と生産過程との関係であり、「そのかぎりでのマルクス主義理解は確かなものである」とのべている。



はあるが、労働の斯る社会的機能は表面的に表われないで、労働生産物——商品——の社会関係と云う様式を帯びて来る。即ち人間の労働の社会的性質は此の場合には全く目に触れないで、物の自然的性質が社会性を持っているが如く見える。……各自の私的労働が社会の総労働の一体として〔の〕性質を表明するのは〔、〕生産物が社会的に交換されてからでなければならない。これが商品生産社会に於ける労働の特性である。従ってそれは人と人との関係として表〔現〕われないで、物と物との社会関係として表面的に顕現する。されば之を間接単純労働関係と称する」(103-104頁、傍点-原文)。そして「商品交換は人間の意思を媒介とすることになる。即ち各自は当事者の同意を以ってのみ相互の生産物を譲渡する。それ故にそれは主観的にみるならば、人の自由意思に基く契約関係として表〔現〕われるのである。此の場合個々人は物の所有者としてのみ存在するのであって、物の関係が法律的には契約関係として表〔現〕われるに過ぎない」(105頁)

以上が津曲による単純商品関係の説明である<sup>112)</sup>。ついで同章第二節「従属労働関係」の冒頭で同人は、貨幣の出現・所有者への生産手段の独占、一般大衆の生産手段からの分離により、非所有者である労働者は労働力を売買するしか生存の道はないと指摘する。すなわち従来の $W-G-W'$ の流過程は $G-W-G'$ の過程を生む。すなわち労働行程は、価値形成から価値増殖過程に転化する(115頁)と説明している<sup>113)</sup>。そして津曲は「労働法とは従属労働関係を

112) 津曲は同書の本文のなかで、バシュカーニスの著書を題名で引用してはいない。しかし「序文」11頁で「大体に於て……見解を参照」した者たちの一人としてバシュカーニスの名前をあげている。

113) ここでは、加古や沼田と同じく「価値形成」と「価値増殖」を対抗的に捉えている。また津曲は、上に引用した箇所「 $W$ (商品) —  $G$ (貨幣) —  $W'$ (違った商品)」と表記して商品が貨幣を媒介にして別の、異なる商品と交換されるという趣旨を表わしている。おそらく加古や沼田の場合も、そのような意味で表記しているものと思われる。なお加古は津曲の著書が刊行されて間もなくのころに、同書を書評で取り上げていた(「紹介／津曲氏『労働法原理』」法学論叢28巻6号〔1932〕124-130頁)。

規律する法であるとするのが、今日の労働法学界の通説である。然らば従属労働関係の本質は何であるか。その究明が結局労働法の基本問題である」(116頁)との課題を提起した。この書簡を書いていた当時沼田自身も、津曲の議論を当然に意識していたと思われる<sup>114)</sup>。

(c) について

沼田は「資本主義社会が、G—W—G'を内在せしめる限り、その誕生と共に社会法特に労働法の萌芽はあ」とする。すなわち商品流通ではなく、価値増殖過程に着目したことに、労働法を含む社会法の論拠を見出している。沼田はここで「社会法特に労働法は、宛も市民法が、自由権思想を自己の原理として居る如く、生存権思想を原理として居る」とする一方で、確かに「労働の従属性」「従属労働論」に言及していない<sup>115)</sup>。

沼田のいう生存権とは、具体的にはいかなることを念頭においているのであろうか。今日われわれが理解する生存権の主張は、アントン・メンガーAnton Menger(1841～1906)の議論(森戸辰男〔訳〕『全労働収益権史論』1886〔弘文堂・1923〕原著は1886年刊<sup>116)</sup> および河村又介〔訳〕『新国家論』〔聚英閣・

114) 沼田は同前書簡の前段で石田から借用した「ジツツハイマーの本」——具体的な書名をあげていないが、それは戦後邦訳(檜崎二郎・蓼沼謙一〔共訳〕『労働法原理』〔東京大学出版会・1955〕のちに蓼沼著作集別巻〔信山社・2009〕として復刊)が刊行されたGrundzüge des Arbeitsrechts, 2. Aufl., 1927であろうか——と並んで、「既に一度読んだ本をもう一度見ることにし」たとして、津曲の本を書いている。また沼田は前掲「感銘の象徴」法学セミナー14号(1957)49頁(本稿注〔26〕)で、大学生活の「終りに近い頃」、津曲『労働法原理』について「友人仲間で『批判』などという生意気なことをやっていい気持ちになっていた」と追想している。

115) 深谷・前掲論文57頁は、このような事実から沼田にとって「労働の従属性」は労働法学の「基礎範疇(存在のもっとも基本的な概念)」とは位置付けていないことを意味しているとする。しかし労働の従属性に言及していないことから、ただちに、そのような結論が導かれるものなのであろうか。

116) 戦後、同書第三版(1904)を底本とした邦訳(森田勉〔訳〕『労働全収権論』〔未来社・1970〕)が刊行されている。

1921] 原著は1902年刊)に始まるとされる<sup>117)</sup>。沼田は、自らのそれを「歴史的社会的に制約された生活欲望を満足する生活への要望が、『人間たること』及『賃労働者たること』の二重の正当性に根拠付けられて居る事を典型的とする、イデオロギー」であると捉えている。それはすでに指摘されているように、いまだ日本国憲法25条が制定されるまえであるにもかかわらず、それを先取りするかのような理解を表わしている<sup>118)</sup>。それゆえに沼田の生存権論とは、いかなる系譜に由来するものなのかとの問いは、当然に生じる。

日本では大正年代は、普通選挙権の獲得の主張や労働運動の高まりなどに示された大正デモクラシーと呼ばれる時代思潮のもと、ヨーロッパにおける概念法学批判としての自由法運動の紹介やドイツ・ワイマール憲法の成立(1919年)などの影響のなかにあった。そのようななか、生存権とはとくに牧野英一(『生の法律と理の法律』〔有斐閣・1926〕および『法律と生存権』〔同・1938])と

117) 恒藤・後掲論文41頁。それに先だつ思想的系譜については、小林・前掲論文281頁以下を参照。そしてメンガーについては、エンゲルスFriedrich Engels(1820～1895)が「法曹社会主義」として批判したことは、周知のことであろう(西谷敏「法曹社会主義〔エンゲルス〕」天野和夫ほか〔編〕マルクス主義法学講座⑧『マルクス主義古典研究』〔日本評論社・1977〕202-208頁)。しかしわが国では、日本国憲法25条制定に際し、その主張の影響を受けていた(樋口陽一ほか・注解法律学全集2『憲法』Ⅱ〔青林書院・1997〕140頁〔中村睦男〕)。このことに端的に示されているように、日本ではA・メンガーの著作については戦前から関心もたれ、その著作について複数の邦訳書(峯村光郎「法的社会主義の法思想——アントン・メンガアを中心として」法哲学四季報7=8号〔1951〕323-324頁〔注2〕に引用されている)も刊行されていた。戦後も1950年代には、その主張の紹介がなされていた(西谷・前掲稿中に引用されているもののほかに、横井芳弘「法曹派社会主義者としてのアントン・メンガー」白門〔中央大学通信教育課程〕3巻3号〔1951〕のちに同『著作選集』第1巻〔信山社・<刊行予定>〕13-19頁に収録が発表されている)。

118) 初井・前掲稿9頁は、『生存権・団結優位』の労働法理論のルーツが……1930年代後半段階に於ける大学院学生の、マルクシズムの資本主義的労働関係モデルに基づく思索、いわば“頭脳”の所産であったことを知ったとき、それと戦後の「理論基調の同一性に驚きとある種の感慨を覚える」とのべている。

恒藤恭（『法律の生命』〔岩波書店・1927〕）により主張されたとされる<sup>119)</sup>。沼田の関心は、それまでの学問研究の姿勢・態度から推測して、おそらく主に後者により導かれたものかもしれないと推測される。しかし両者は内容的には、まったく異なる<sup>120)</sup>。牧野と恒藤の議論はいわば抽象的な次元にとどまってい

- 
- 119) 松尾敬一「近代日本における生存権思想の展開」神戸法学雑誌4巻3号(1954) 452-457頁は、牧野と恒藤の二人が生存権の主張により「その時代の法律学を一步前進せしめよう」としたとして、その意義をつぎのような5点にまとめている。すなわち(1)生存権を自由権の基本権に対する否定として論じる点で共通する。しかし(2)その内容は、牧野が「改良主義的」であるのに対し、恒藤は「社会主義的方向」を志向していた。(3)「理論の背景」として、牧野が労働者階級の要求に対する国家の政策という色彩が強いのに対し、恒藤のそれは労働者の要求そのものである。(4)両者の実定法に対する態度は「やや相違がある」。そして(5)牧野が「武士道と生存権」とか恒藤が古代ローマの「氏族社会」における生存権確保の制度などとして、両者とも、生存権という言葉近代市民社会以前に「遡及」させて用いている。
- 120) 牧野は『生の法律と理の法律』（有斐閣・1926）に収録された「焼け跡の仮小屋」「実生活の法律——仮小屋問題に関して鳩山博士へ」および「生存権」の各稿で、関東大震災（1923〔大正12〕年9月1日）のあと、その家屋が焼失した賃借人がバラックを建てて従来の営業を継続しようとしたことに対して、「所有権及び契約の自由の上に、更にわれわれの人格と生存とを考へしめることになつた」（104-105頁）とした。ただし白羽祐三『牧野英一の民法論』（中央大学出版部・2003）55頁以下は、それがワイマール憲法に示された現代的な生存権ではなく、明治天皇「五箇条の御誓文」に由来する『現人神』天皇制法思想を法的根拠とするものであるとして、批判的に検討している。一方、恒藤は同『法律の生命』（岩波書店・1927）に収録された「生存権と法律体系：生存権を中心として観たる公法及び私法の対立の問題」（初出・改造1923・9）で、近代市民法と対比させて、「現在の私法・公法」を、つぎのように論じている。すなわち「個人主義的経済組織の基礎」をなすのは「一切の個人が、己れ自らの力によつて、己れ自らの生存権を確保し、いささかも他人に俟つ所が無いと同時に、他人の生存権の確保のために、何等の努力をなすべき法的義務を負はない状態こそは、理想的社会であらねばならぬ」（78頁）。資本主義社会において無産者の生存権の確保を実現するには、ローマ法以来の公法・私法の対立を変革しなければならぬとして、その実現可能性の高い方法として、「現在に於いては、生存

る。それに対し沼田のそれは、賃労働者におけるそれとして明確かつ具体的なものと捉えていることが注目される。おそらく沼田が「生存権」というとき、それは誰もが想像するように「経済生活の秩序は、すべての人に人たるに値する生存を保障することを旨とし、正義の諸原則に適合するものでなければならぬ。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする」と謳ったワイマール憲法151条1項を念頭においていたのではないかと思われる<sup>121)</sup>。しかし戦前の労働法学徒のなかで、そのような理解を示した者がいなかったことを考慮すれば、確かに沼田の着想は戦後の日本国憲法25条による生存権保障の具体化として、労働者の団結権保障に基礎をおいた「戦後労働法学」を先取りするものであったといえよう<sup>122)</sup>。なお後段では、「資本の貪欲の人格化」としての資本家と「賃労働の人格化」としての賃労働者との非和解的対立に言及しているが、ここで沼田は『資本論』第1巻中の労働過程の記述を念頭においていたのであろうか。

#### (d) について

沼田はここでの冒頭「人間の関係が商品の関係に埋没し、具体的労働の抽象的労働一般への還元が行はれて居る限り、人間の物化と物の人格化の所謂商品

---

権の消極的確保のみが、公法の原理に基いて行はれ、其積極的確保は、私法の原理に基いて行はれてゐるのを変更して、後者も亦公法の原理によつて行はれしむるとするものである」(102頁)という。それは、生存手段の分配について契約機能を排して、「国家(又はその他の公法人)の意志をして社会の全成員の生存権の確保に適合する分配の仕方を、決定し、実行せしめることに存する」。それは各人の適正な需要に応じて各人に平等になるように生存手段が分配されるねばならないことを意味するという。しかし国家による国民への生存手段の平等なる分配とは、いかなることを想定すればよいのか。これに関する説明はなされていない。

121) それは小林・前掲論文288-293頁にいう「改良主義的=最低生存保障の(本来の)生存権」をさすのであろう。

122) 日本国憲法のもとでの生存権と団結権との関係について、沼田は『団結権擁護論[第2版]』(勁草書房・1952)第一部第5章「憲法に於ける労働法原理」82-159頁で明らかにしている。

のFetichismus〔物神性〕の二つの契機が観取せ」ねばならず、「こゝに、労働法の機能的限界および形態的限界を見出す次第であります」とのべている<sup>123)</sup>。とくに「労働法の機能的限界および形態的限界」とはいったい、いかなることを意味するのか。労働法が市民法に対抗するものとして現われたとしても、それを含む社会法が資本主義法制の枠内に届まるものであり、そのかぎりでも同社会の存続を前提とする意味で「限界」をもつということであろうか。

津曲は前掲『労働法原理』のなかで示した労使関係理解は「従属関係とは畢竟、資本主義社会の階級関係であるが、それを法的構成として見るならば、債権関係と身分関係の相矛盾した二者の統一的法形態」(223頁)であるというものであった。すなわち一方で従属労働関係は、労働力の商品化に基いて派生するが、法的には契約関係、つまり「労働力の商品化に基く一種の債権の関係」として成立する。「雇主は労働者の労働力の使用権を取得し、労働者は之にたいして賃銀の請求権を取得する」(同前頁)。「労働力の外何等の生産手段を有しない今日の被傭者は労働関係に対してその生命を託することは強甚であるが、法的には少くとも労働力対賃銀の取引関係である」(224頁)。要するに、それは平等なる意思の対立として表(現)われるものであり、W—G—W'の過程の法的表現である。「それは単純商品社会に於ける過程と同様である」(228頁)。しかし他方、津曲はそこでは、「労働力の支配、即ち労働力の使用価値を

123) 沼田が「商品の物神性」に言及するのは、やはり加古の前掲「社会定型」論文90頁で参照されているルカーチGeorg Lukács(1885~1971)の『歴史と階級意識』(1923)、とくに同書の三分の1強の分量を占める第4章「物象化とプロレタリアートの意識」(邦訳/城塚登〔訳〕ルカーチ著作集第9巻〔白水社・1968〕159-366頁)の議論を念頭においているのであろうか。それは加古・同前論文がその論拠としたパシュカーニスに対しても、その「発想の一つに刺激剤として作用した」と指摘されている(藤田勇『ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八』〔岩波書店・1968〕160頁および168頁〔注23])。なお近時、『資本論』第1巻第1章における価値形態論を踏まえて、市民社会における「人格の物象化」「物象の人格化」を廣松渉の議論を基礎にしながら論じるものとして、森末伸行『法フェティシズムの陥穽——「法哲学としての社会哲学へ」——』(昭和堂・1993)および同『法哲学概説』(中央大学出版部・1994)47-122頁がある。

消費することに依って、ヨリ多くの価値を実現する価値増殖過程が内蔵される。此の過程こそ従属労働関係の身分的關係である」(228頁)と捉えている。すなわち「従属労働関係は債権關係の外に、更に身分的關係(人格的關係)を包蔵する」(同前頁)。それはG—W—G'と表現される、資本主義的商品生産過程における価値増殖過程である。それは一言でいえば「労働力の処分を雇主に帰属せしめる關係である」(232頁)。こうして津曲は、つぎのようにいう。「我等は〔労働者の使用者に対する〕従属關係とは……債権關係即ち、W—G—W'と身分的關係即ちG—W—G'との相矛盾した対立の統一物と解する」(237頁)。労働者は使用者とのあいだに債権關係をもって自由に取引したのかもしれない。しかしその内には身分的従属關係を包蔵しているがゆえに結果において何等の自由の契約当事者ではなかった。このような「矛盾の統一物」こそが労働法の基本關係である従属労働の本質なのである(239頁)<sup>124)</sup>。津曲は、このように主張している。

これに対しパシュカーニスの議論を批判的に学んだ加古がもっとも重点をおいた課題は「近代法の形態性」の探究であろう<sup>125)</sup>。加古は遺作となった「法学における政治的性格」(世界文化17号〔1936])と、その生涯もっとも多くの業績を著わした前年冒頭に発表した「近代法体系の多元的構造に就いて」(法と経済4巻1・2号〔1935])で、同前稿に付された「所謂私法・公法・社会法の体系に関する疑問」という副題に表わされた問題について、総括的に論じ

124) 戦後、沼田は前掲『労働法論序説』169頁(注1)で、「津曲氏が階級的従属こそ従属労働の本質とせられた点はドイツの学者を凌駕する親力であると思われるがその法的反映は単に債権關係と身分關係との矛盾的統一という一般の範疇においてのみ規定せられ、労働法における労働者像の性格があらわにならない」と評している。

125) ただし加古のパシュカーニス批判については、1920年代戦時共産主義からネップ(新経済政策)への転換期におけるマルクス主義法理論形成過程で、とくにその後半期、「初期正統派」の一翼を担ったパシュカーニスの弱点「不十分性」として指摘されていたこと(詳しくは、藤田・前掲書第一部第二章『『二〇年代マルクス主義法理論』の形成と展開』を参照)を踏襲するもので、必ずしも加古のオリジナルな理解ではなかったとも指摘されている(田中・前掲論文51頁)。



ている<sup>126)</sup>。すなわち「市民社会が……商品等価形態なる元素の形態の直接的な上部的反映たるに対し、第二次的契機たる政治社会はかかる市民社会〔は〕『価値増殖過程』を媒介的に反映する所の社会たるに他なら」ず、……「かかる下部構造的要素のなんらかの反映形態たる上述の市民社会と政治社会との関係も亦、それに照応してそれ自身一つの弁証法的統一を形造る」のであり、「かかる近代社会の二元的構造に照応して近代法体系に就ても所謂私法及び公法体系が生み出されうる」(以上、前掲『近代法の基礎構造』〔以下同じ〕3頁。なお後者229-233頁も参照)とする。こうして加古は「市民社会=同質的原理=W—G—W´=価値形成過程=第一次的契機=私法原理」と「政治社会=異質的原理=G—W—G´=価値増殖過程=第二次的契機=公法原理」として、近代市民社会の二元的法構造を導き出した。すなわち「近代市民社会はW—G—W´の普遍化原理によつて以前の『身分社会』を止揚し〔、〕恰もそれによつて第二のかゝるG—W—G´の過程を摂取することによつて『階級社会』を完成したのであつた」(前者233頁)。このような公法・私法の二元論の構成から続けて、加古は社会法を「市民社会の法的原理たる私法的原理に内在する自己疎外性・形式的抽象性の矛盾的契機の云は、自覚的な対立的反省の形態」(256頁)であると捉えている。そして「私法・公法・社会法の相互関係」について、加古は次のように論じている(258頁)。

「市民社会をその基底とする今日の政治社会は、市民社会の基礎的原理たる所のかの『商品等価性』の元素の形態、自由主義的原理若くは政治的には民主主義的原理それ自身に内在する弁証法的矛盾の発展に於て、自己を異質的対立的契機たらしめるのである。市民社会の保障的契機たる政治社会は、かゝる自己の異質的対立的契機の歴史的発展的並びにこれの自覚的反省によつて、自らに固有なる支配的強制的社会機能を更に拡大強度化しようのである」。

こうして結論的に加古はいう。「近代法形態の基礎的形態は原理的に私法形

---

126) 森・前掲「加古祐二郎の法理論」69頁、同・前掲「加古祐二郎」422頁および同・前掲「法哲学とマルクス主義」137頁。

態であり、〔社会法を含む〕爾余の法形態は私法形態の何らかの派生的契機たるに外なら」ない(259頁)<sup>127)</sup>。したがって「社会法原理も公法原理も、今日の社会の二元的構造を止揚せざる限り、私法原理にその重心を置く所の近代法形態の一般的範疇を容易に逸脱し能ふものではない」(260頁)。

同じく価値形態論によりながら、津曲が労働関係を債権関係と身分関係の複合構造として捉え、そこに従属労働の根拠を見出したのに対し、加古はパシュカーニスによる資本制社会の分析の検討を通じて、津曲とは異なり、近代市民法における公法・私法の二元的構造として把握し、さらに私法の反省形態として社会法を捉え、その二元構造を止揚しないかぎり、市民法の変更もないとした。この時点において沼田は、そのような理解を踏襲する限りにおいて、労働法を含む、広く社会法の「根底をなす思想」として、いわば「根源的概念形態としての生存権」を捉え、あえて従属労働(論)には言及しなかったのではなかろうか。

#### (e) について

沼田はここで実定法としての生存権について言及し、あわせて先の(c)でのべたのと同じく、「市民法の基礎観念が自由権であった如くに、こゝでは生存権がその役割」をはたしているとのべている。ただし「その表現形式として成文法のほかに慣習、判例、条約など」を通じて現(表)われた生存権とは、いったいどのようなものを想定していたのであろうか。

そして同所の末尾では丸括弧を付して、経済法を当面考察の対象から除外する旨が記されている。この書簡が書かれた前年の夏、中国・北京西南の盧溝橋付近での夜間軍事演習の際の日中正規軍の偶発的衝突から宣戦布告なき本格的全面戦争(「支那事変」)へと拡大し、日本は同年9月以降、急速に戦時経済への編成換えが進行していった。沼田書簡の4か月ほど前の1938(昭和13)年4

127) 加古は同前所で「政治社会が真に未だ対立を止揚した全体的社会たりえず、原理的に市民社会を否定し得ぬ限り、政治社会は市民社会に再び還元されうるといふやうな矛盾的形態をすらとるのである。換言すれば、市民社会を止揚することなくしては、政治社会より人間は自己を解放し能はない」と続けている。

月には、総力戦を遂行するために政府に議会の協賛なく、広範な権限を付与する国家総動員法が制定され、翌5月には施行された。こうして当時広く法学徒の関心はしだいに統制経済法に向けられていった。労働法学の場合は、1933年1月以降のナチスによる政権獲得後のドイツについて、ワイマール体制下の労働法制の急激な変貌を「他山の石」として批判的に紹介したり、不十分なものであったとしても、解雇・退職手当法等の労働者保護立法に言及することから、これ以降大きく右旋回させて統制経済法の一環としての労務統制法理の構築へと軸足を移動させていった<sup>128)</sup>。このような状況変化を踏まえれば、経済法——統制経済法というよりは、第一次世界大戦後、大正デモクラシーのなか、紹介されていったトラストやコンツェルンを規整する立法を経済法と捉えたドイツの議論を念頭においていたのかもしれない——の考察・言及を、沼田が回避するのは、当然であったといえよう<sup>129)</sup>。

(f) について

実質的な最終項であるここで、沼田は自らの研究課題を指導教官に対して提示している。すなわちそれは、労働組合法に関わるものを選びたいとするものであった。沼田はその理由を「典型的な具体的形象に於てこそ、普遍的・原理的なものが最も顕には見出しえる労働法の特質を集団法にあると認識している」からであるとのべている。同項の後段で「労働者を法的人格者として観る場合、組織的労働者こそ、歴史的主体としての性格を顕著に担うものとして、生存権に於ても優越〔的〕な意味で課題をもつ」との発言は、労働組合に結集すべき労働者をして実践＝社会変革の担い手として捉えているということであろう。それはまた、私法・公法からなる近代市民法体系を統合する社会法法理を究めることに通じるとの見込みをのべているのであろうか。ここでの発言は労働組合法を研究すべき意義を確認すると同時に、沼田の研究方針を示すマニ

128) 具体的な動向については、前掲・拙著第3章「準戦時から国家総動員体制への展開のなかでの社会・労働法学——1937年7月～1941年12月」185頁以下を参照。

129) 労働法と経済法との関係については、戦後、前掲『労働法論序説』第二章第三節「労働法と経済法」95-144頁で論ぜられることになる。

フェストでもあったともいえよう。その具体的な論証を実現するための第一歩として、沼田は短い時間ながらも、その年度の秋以降、ドイツ法を素材とした労働協約研究に取り組むことになる。

## 五 結び——応召と学究生活との別れ

無期停学処分のために、大学3年ではなく、4年間を過ごした沼田は、既述のように「四年目はいくらか〔労働法学に係わる〕学問への徒弟修業的な勉強はできた」と回想している。実質的には学究生活最後のなるべき大学4年目の1年のあいだに、末弘・孫田にはじまる戦前の労働法学の著作の多くに目を通すことができたという。当時、日本の労働法学においては、ドイツ法学の影響のもと、労働協約が学説の大きな関心の対象となっていた。それゆえに沼田自身も、その年齢が還暦をすぎたとき、末弘『労働法の研究』（改造社・1926）、安井英二『労働協約論』（清水書店・同）、中村萬吉『労働協約の法学的構成』（巖松堂書店・同）そして後藤清『労働協約理論史』（有斐閣・1935）の各書名をあげて、「私の理論法学的関心が社会自主法の生成による市民法理の反省とでもいうべき課題意識から労働協約へと傾いていたように思われる」<sup>130)</sup>と述べている。これらのなかでとくに後藤の著書は今日でも、わが労働法学の古典として遇せられている。そこでは、19世紀ドイツ資本主義勃興期からワイマール期をへて、1933年ナチスが政権獲得にいたるまでのドイツ労働協約法理の展開、とくに組合が使用者団体とのあいだになした合意を基礎にした労働条件・待遇に関する規定が何故に、交渉・取引に関与しない組合員のそれを規整することができるのかをめぐって、主にロトマルPhilipp Lotmar(1850-1922)とジンツハイマーおよび双方のいずれかに与する学説の議論を交差させて論じている<sup>131)</sup>。また滝川事件に際し、京都帝大(助手)を辞した浅井清信がジンツハイマーやギールケの団体法学説への関心からドイツ労働協約へ接近したと自ら紹介して

130) 沼田・同著作集第6巻『労働協約』（労働旬報社・1976）〔著者解題〕367頁。

131) これについては、前掲・拙著149-160頁参照。

いた「労働協約の法的性質——独逸法を中心としての考察」と題する論稿を田中直吉ほか『京大惜別記念法学論文集』（政経書院・1934）に発表している<sup>132)</sup>。そして沼田もまた、1938（昭和13）年の秋から翌年1月初旬にかけて、その法的効力をとりあげた「労働協約理論史の一齣」と題するドイツの労働協約法理に関する論稿（習作）を執筆している。それが後藤や浅井らの議論とくらべ、いかなる内容のものであったのかは興味あるところである。沼田の回想によれば、同稿はやはりロトマルとジンツハイマーの所説を対照させて論じるものであったようだ。ただし先人たちの著書・論稿の刊行・発表時から、わずか数年しか経過していなくとも、日本はすでに国家総動員体制のもとにあり、沼田はあえて反時代的な課題を選んだといえるのかもしれない<sup>133)</sup>。このような戦前の大学院生時の課題

132) 同稿は、浅井『改訂増補労働契約の基本問題』（法律文化社・1967）59-116頁に収録されている。なお拙稿「浅井清信の労働法学——二つの『アバ（ヴァ）ン』に着目して」獨協法学78号（2009）5-6頁参照。当時は、ほかに吉川大二郎「労働協約の觀念に就いて」法学論叢24巻1号（1930）77頁以下も、発表されていた。

133) 沼田〔労働法実務大系7〕『労働協約の締結と運用』（総合労働研究所・1970）「はしがき」。沼田・前掲『著作集』第六巻〔著者解題〕368頁は、戦後、同人が前掲『日本労働法論』上・中（1948）のちに沼田・前掲『著作集』第一巻（1976）収録を執筆したとき、同稿は「誘い水のような役目をはたした」とのべている。それは具体的には、おそらく沼田・同前書の中巻・第三編「経営自律法論」中の記述に反映されていることをさしていると推測する。沼田・前掲「下呂の陸軍病院」152頁は、「P. LotmarやW. Kaskel, H. Sinzheimerの書物を手がかりに論文を書いたとする。これを所蔵する東京都立大学図書館の書誌情報によれば、同稿は原稿用紙（字数不明）に手書きで書かれた43頁のものであるという。しかし未見のため、詳細は不明である。私は2017（平成29）年夏、同前稿を所蔵する首都大学東京（現・東京都立大学）図書館に対し勤務先の獨協大学図書館を通じて、その閲覧・複写を申し込んだ。しかし、いずれについても拒絶された。同稿が同大学法政研究室で管理するものであるとし、法学部教授会での可否の検討の議論の結果として、同大学図書館からの同年10月12日付けファックスにて獨協大学図書館を通じて知らされたのは、つぎのような簡単なものであった。

「・発行（出版）された資料ではない。

・公開を前提とした資料とはいえない。

・本人への確認がとれない。

等の点から、外部への提供は不可]

はたして、このようなことが部外者からの閲覧要請に対する拒否の理由となるのか、はなはだ疑問に思うところである。当該文書が公開・公開されたものではなかったとしても、執筆者本人の生前はもちろん、没後に研究資料として利用されることは通常見られることではないだろうか。そのようなことは、別に小説家と政治家に限ったものではなかろう。たとえば最近、私自身が目にしたものでは、清水靖久『丸山眞男と戦後民主主義』（北海道大学出版会・2019）は東京女子大学図書館所蔵の「丸山眞男文庫」収蔵の生前には本人が公開などまったく想定していなかったであろうメモ書き等を含む文書をもとにいわゆる東大紛争当時の対処のあり方をふくめて、その戦後の思考のあり様を論じたものである。沼田の場合は、その死後先に紹介したように、指導教官であった石田文次郎に宛てた書簡2通が妻・沼田文子により公開されている（一つは、先に言及した沼田が大学院生であった「昭和13年8月2日」付けのもの——「便箋十六枚にびっしりと丹念に書かれていた」——であり、もう一通は戦地からの「昭和17年4月27日」付けのものである〔いずれも、労働法律旬報1413号〈1997〉40-43頁に収録〕。このことについて、文子は「約六十年前の沼田の手紙がみなさまの目にとまることになって、彼岸の夫はきつと苦笑しながらも案外喜んでいるのではないのでしょうか」と記している（同前所「書簡公開にあたって」）。また同人が沼田の死後、その三回忌に合わせて自ら編んだ『人間まんだら：沼田稲次郎拾遺』（旬報社・1999〔非公刊〕）には、戦時中および敗戦直後の時期、沼田が当時婚約者であった同人——指導教官・石文次郎の長女——にあてた書簡9通と敗戦の年の結婚直後のクリスマス・カードが収録されている。これらは文字通り、当事者間でやり取りされていた当時、「公開を予定されていない」私的な文書の典型ではなかろうか。そのようなものでさえも、故人（沼田）の配偶者によりすでに活字化され、第三者の目にもれる状態となっている。つぎに当該文書の公開可否について「本人の確認がとれない」との言にいたっては、唾然とせざるをえない。首都大学東京図書館（法学部）が同稿を所蔵するにいたったのは、本人が死去したあと、遺族から寄贈を受け入れた沼田旧蔵書のなかにふくまれていたからであろう（沼田文子〔編〕前掲書「はじめに」参照）。「本人の確認がとれない」のは当然である。何故に、そのような言を弄するのであろうか。沼田が生前、同稿について本文に記したように、しばしば言及していたことは、同人が将来公開されることを是認していたと推認できるのではないだろうか（ただし沼田・前掲『著作集』第六巻〔著者解題〕368頁は、「もとより印刷されていないし、今後も印刷に付する気はない」と

と短い研究期間について、沼田は生前、繰り返し言及していた。それは自らが徴兵検査で甲種合格——身長180センチを超える長身で、筋肉質の身体の持ち主であった——であったことから、当時は前年7月の盧溝橋事件を発端として中国との宣戦布告なき戦争が継続するなか、遠からぬ将来、自らに召集令状がもたらされることが確実であり、そうなれば学問の世界にもどれるかどうかもわからないとの諦念と覚悟があったからではなかろうか<sup>134)</sup>。それゆえに「それまで大学院にいましたので何か法律学のもを書いておこうという気にな」ったのであろう<sup>135)</sup>。

沼田は入営する前日（1月9日）の朝まで、高岡の実家の雪深い離れ家にこ

---

のべていたが、それが自らの死後の扱いまで想定していたとは思えない。また遺族が沼田の蔵書を寄贈するという事実には、将来の公開可能性を当然に承知していたと理解すべきではないだろうか。事実そうであった。すなわち沼田文子は前掲『人間まんだら』のなかで、長く行方不明であった同稿が蓼科の別荘にあったのを発見し、東京の自宅に持ち帰り、コピーをとったこと（都立大に寄贈され、同法政研究室が管理するものをさすと思われる）に関連して、つぎのようにのべている（139-140頁）。

「私がこの世を去った後、いつの日か陽の目を見るときもあろうかと思っております」。

私的文書であることを理由に公開できないというのであれば、それは外部者であれ、それを所蔵する大学内部にいる者であれ、そのような取り扱いは同じであるべきではないのか。ところが外部者への公開を拒否する一方、内部者は閲覧可能であるとの状態におく——ただし、その扱い・手続は不知——というのは、はたして公平な対応なのであろうか。公開を予定していないというのであれば、それは遺族に返還されるべきではないか。そのような対応をとることなく、図書館所蔵書として登録し、OPACに書誌情報を掲載しながら、その閲覧を希望する者からの閲覧申請があると、「公開を前提としていない」「本人の承諾がとれない」などとして、これを拒否するということが、適切かつ整合性のある対応であるとは到底思えない。

134) 沼田のもとに（市町村役場の兵事係により）召集令状（赤紙）はいつごろ届けられたのであろうか。それから入営までの時間的余裕は、さほどなかったのではなかろうか。なお小澤真人・NHK取材班『赤紙：男たちはこうして戦場へ送られた』（創元社・1997）を参照。

135) 「『私の法律学』はどのように生成したか」184頁および沼田・前掲『著作集』第六巻〔著者解題〕368頁。



もって徹夜で執筆し、読み返す暇もなく、それを京都の石田文次郎に宛てて送ることを家族に託して、「学問の社会に訣別した」<sup>136)</sup>。その日は富山市内の旅館に宿泊したが、そこではじめて『軍人勅諭』と『歩兵操典』の一部を読んだと、37年後に回想している<sup>137)</sup>。翌朝、富山三十五連隊に入隊した沼田は、それから敗戦の年の11月に除隊するまで「ほぼ七年間軍服を着て戦地で五年間くらすことに」なる<sup>138)</sup>(了)。

136) 沼田・前掲「下呂の陸軍病院」152頁。沼田がこのことを最初に言及したのは、前掲『労働協約の締結と運用』(総合労働研究所・1970)の「はしがき」ではなからうか。沼田文子・前掲「書簡公開にあたって」40頁は、戦後、沼田が同稿について「結婚後一度だけ、『軍隊に入る前に〔石田〕先生に送った論文を、先生はちゃんととっておいてくれた』と感慨深く語ったことがありました」とのべている。

137) 沼田・前掲『著作集』第六巻〔著者解題〕368頁。

138) 沼田「故郷連想」前掲『行人有情』254頁および『私の法律学』はどのようにに生成したか」184頁。その際沼田にとって、JheringのKampf uns Rechtの原書が唯一持参した法律書であったと回顧している(前掲「下呂の陸軍病院」152-153頁)。

なお「学生評論」誌編集に携わった者を含む、京大学生運動関係者はみな当時、将校となるべき幹部候補生に志願することなく、一般兵士にとどまることを申し合わせていたという(岩井・前掲書132-133頁)。大学一年次の秋、逮捕・拘留の1ヶ月のあと、運動からある程度距離を置いていたと思われる沼田の場合も、そのような選択肢は当然にあったであろう。にもかかわらず、陸軍将校となるべき道を選んだのは、どのような理由ないし背景事情があったのであろうか。それは個人的な選択の問題であろう。しかしそれにいたる過程を知りたいとの思いは、なくもない。ただし本人は生前、このようなことについては黙して語ることはなかった。なお学生評論誌の編集そして京大ケルンのメンバーとして活動した小野義彦(1914~1990)の場合、第二補充兵として徴兵されたあと、高校および大学での左翼活動による逮捕歴があったにもかかわらず、所属した「中隊の人事から庶務全体の実権を握っている」下士官の一番古手である曹長により本人(小野)に無断で幹部候補生となるべき手続がとられたという(同・前掲書86頁)。さらに蛇足を付けば、同人は入営から5年後の1943(昭和18)年8月、ニューギニア西南・タニンバル諸島(オーストラリア北部の「目と鼻の先」)に駐留中、東京から飛行機でやって来た憲兵准尉により治安維持法違反容疑——共産党再建を目論んで関西地方で活動し、京大「ケルン」を合流させるが、1938(昭和13)年8月から9月かけて主要メンバーが逮捕され、

\* 前稿『戦後労働法学』の先導者——野村平爾の軌跡』獨協法学112号(2020)11(516)頁(注23)および31(496)頁(注75)に関する訂正と補充

論稿の主題に直接関わるものではないが、二つの注記について、ここで言及したい。まず前者では私は、野村がニューヨーク滞在時に懇意にしていた石垣栄太郎・綾子夫妻について、加藤哲郎『ワイマール期ベルリンの日本人』(岩波書店・2008)148頁がその前に「アメリカ共産黨員」という名詞を形容詞用法で付しているが、「その論拠が示されていない」と記した。上記・拙稿発表後、芳賀武『紐育ラプソディー——ある日本人米共産黨員の回想』(家永三郎〔責任編集〕日本平和論大系20〔日本図書センター・1994〕収録・原著は、朝日新聞社・1985)に接した。同書24頁以下によれば、石垣夫妻は「実質的に〔米〕共産党のフロント組織」に参加ないし周辺で反戦活動に従事していた。ただし栄太郎は芳賀が米共産党に入党した1938年1月20日(レーニンの命日)以前の「かなり早い時期に山川均を中心とする労農派を支持して、共産党とたもとを分かった」(同前書96-97頁)という。つぎに、私は後者で大岩誠が小林陽之助と同じく、予審で治安維持法1条等に違反するとされた(昭和15年3月14日)が、公訴審での結論は不明とした。この点について、判決文を入手していないが、やはり上記・拙稿の校正を終えたあとに、本稿でも引用している和田洋一『灰色のユーモア』(人文書院・2018)に接した。その記述内容から推測するに、取調段階で当局の筋書きにしたがった自白をし、予審段階でも、被疑事実を肯定していたことから、そのような多くの治安維持法被疑事件の場合と同じく、一審で「懲役2年執行猶予4年」という判決が下されたのではなかろうか(同前書274頁注38によれば、同人は「釈放後は満鉄調査部に転じた」という)。また同書71頁によれば、「京都人民戦線事件」で逮捕された者たちが手記を書く際に参考(模範)とするために、すでに取調が終っていた大岩のそれが印刷され「下鴨署の特高室にころがって」たという。また関連して同書65-66頁では、小林の逮捕について、『こらあ大物ですわ、和田君みたいなザコとちがいますわ』として、特高らが何度も「クウトベ」(KUTV:東洋勤労者共産大学)という言葉を連発しながら上機嫌で話していたという。

---

壊滅した日本共産主義者団との関連——で逮捕・内地送還され、翌年2月、第四師団軍法会議(大阪)で、軍籍剥奪・禁固5年の実刑判決を受けて、敗戦の年10月9日刑執行停止で保釈されるまで四つの刑務所で服役した(同前書100-104頁、112-144頁)。